

## 熊本県森林環境保全整備事業実施要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知。以下「環境保全要綱」という。）第2に定める森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業、林道整備事業及び林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知。以下「農山漁村要綱」という。）第2に定める森林整備事業の実施に関し、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知、21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知、21林整計第336号林野庁長官通知、21水港第2724号水産庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「交付規則」という。）、熊本県造林事業補助金等交付要項（以下「交付要項」という。）及び熊本県林道事業補助要領に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (事業区分等)

**第2条** 森林環境保全整備事業等の事業区分、事業内容、事業主体及び事業規模等は、次のとおりとする。

#### 1 森林環境保全整備事業

本事業は、環境保全要綱に規定する森林環境保全整備事業を次により実施するものとする。

(1) 森林環境保全整備事業は、以下に掲げる事業により構成されるものとする。

ア 森林環境保全直接支援事業

イ 特定機能回復事業

(ア) 森林緊急造成

(イ) 被害森林整備

(ウ) 重要インフラ施設周辺森林整備

(エ) 林相転換特別対策（特定スギ人工林）

(オ) 保全松林緊急保護整備

ウ 林道整備事業

(ア) 林業生産基盤整備道整備

(イ) 山村強靭化林道整備

(ウ) 林業専用道整備

(エ) 森林災害等復旧林道整備

(オ) 路網計画策定

(カ) 施設集約化（撤去）

(キ) 老朽化対策

(ク) 機能回復

(ケ) 農道等改良

エ 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業

(2) 前号に定める事業のうち、ア及びイの事業区分、事業内容、事業規模及び事業主体は別表1に定めるとおりとする。

(3) 第1号に定める事業のうち、ウ及びエの事業区分、事業内容及び事業要件等は別表2に定めるとおりとし、事業主体は県、市町村のほか、森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会（以下「森林組合等」という。）とする。

(4) 前二号に定める事業内容及び対象となる範囲は別表3に定めるとおりとする。

## 2 共生環境整備事業

本事業は、農山漁村要綱に規定する共生環境整備事業を次により実施するものとする。

(1) 共生環境整備事業は、以下に掲げる事業により構成されるものとする。

ア 森林空間総合整備事業

(ア) 森林環境教育促進整備

(イ) 森林健康促進整備

イ 紋の森整備事業

(ア) 市民参加型森林整備

ア 行政支援タイプ

ب 市民主導タイプ

c 市民開放タイプ

(イ) 野生生物共生林整備

(2) 前号に定める事業の事業区分、事業内容及び事業主体は別表4に定めるとおりとする。

(3) 第1号に定める事業内容、事業規模及び対象となる範囲は別表5に定めるとおりとする。

## 3 機能回復整備事業

本事業は、農山漁村要綱に規定する機能回復整備事業を次により実施するものとする。

(1) 機能回復整備事業の事業区分、事業内容、事業規模及び事業主体は別表6に定めるとおりとする。

(2) 前号に定める事業内容及び対象となる範囲は別表7に定めるとおりとする。

### (事業計画の作成等)

**第3条** 知事は、別記様式第1号により森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業のうち森林緊急造成及び重要インフラ施設周辺森林整備、林道整備事業並びに林道施設P C B廃棄物処理促進対策事業についての森林環境保全整備事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、別記様式第2号により林野庁長官に申請し、承認を受けなければならない。

2 事業計画の計画期間は、原則5年間とし、作成に当たって知事は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握したうえで、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くとともに、関係市町村と協議し調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

3 複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとする。なお、この場合には、林道の整備や当該路線の利用対象となる地域内における森林の区域（以下「利用区域」という。）内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

4 知事は、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、事業計画の変更を林野庁長官に申請し、その承認を受けなければならない。なお、申請に当たっては、別記様式第3号により、変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付するものとする。

(1) 計画期間の変更

(2) 事業量の著しい増減

(3) 林道整備事業における開設路線の追加又は廃止

5 知事は、前項以外の変更を行った場合は、原則として当該変更を行った年度の末日までに別記様式第4号により林野庁長官に報告するものとする。

#### (実施計画の作成等)

- 第4条** 知事は、毎年度、翌年度に実施する森林環境保全整備事業に関する計画（以下「実施計画」という。）を作成し、林野庁長官に提出するものとする。
- 2 知事は、林野庁長官から補助金の内示があった場合には、当該年度の実施計画を調整し、林野庁長官に提出するものとする。
- 3 年度途中において実施計画を変更する場合は、前2項の規定を準用するものとする。

#### (実施予定計画の作成等)

- 第5条** 市町村長は、毎年度、翌年度に実施する森林環境保全整備事業に関する計画（以下「実施予定計画」という。）を作成し、別記様式第5号により7月31日までに知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により実施予定計画書の提出があったときは、内容を審査のうえ、当該事業年度の予算が決定された後、当該予算の範囲内において、別記様式第6号により事業主体の長に内示する。
- ただし、森林空間総合整備事業及び辯の森整備事業のうち行政支援タイプについては、別途定める。

#### (事前計画の作成等)

- 第6条** 森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概算事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した計画（以下「事前計画」という。）を作成し、別記様式第7号により所管各広域本部・地域振興局長（熊本市にあっては、農林水産部森林局長。以下「地域振興局長等」という。）に提出するものとする。
- 2 地域振興局長等は、前項の規定により提出のあった事前計画に記載された事業が第2条の1の(1)のア【森林環境保全直接支援事業】の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により提出のあった事前計画に記載された内容を隨時とりまとめ、県内における森林環境保全直接支援事業に係る間伐等の事業量や間伐材の供給量の見通し等を明らかにするよう努めるものとする。

#### (施設集約化計画の作成等)

- 第7条** 林道整備事業の事業内容のうち、施設集約化（撤去）について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする施設集約化における撤去施設の概要、集約先施設の概要等を記載した計画（以下「施設集約化計画」という。）を作成し、別記様式第8号により知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により提出のあった施設集約化計画に記載された事業が施設集約化（撤去）の事業内容、事業主体及び事業規模等となっていることを確認し、当該事業が計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該施設集約化計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

#### (維持管理)

- 第8条** 森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理を行う者は、原則として事業主体とする。
- 2 当該事業主体は、自らこれを管理し又は他の地方公共団体、森林組合若しくは生産森林組合等を

指定して管理を行わせることができるものとする。この場合において、県以外の事業主体が他の地方公共団体、森林組合又は生産森林組合等を指定する場合には、あらかじめ知事に届け出るものとする。

- 3 事業主体又は管理主体は、森林環境保全整備事業により林道を開設した場合は、速やかに「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知)に基づき林道台帳を作成して管理を行うものとする。
- 4 林道の管理に当たっては、「民有林林道の管理について」(昭和61年7月29日付け61林野道第459号)等の関係通知により適切に行うものとする。
- 5 森林作業道の開設、改良及び復旧を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。
- 6 知事は、森林環境保全整備事業により実施した施設の維持管理について、その実施状況の監督を行うものとする。特に、当該施設が台風や積雪等により被害を受けたことが想定される場合は、事業主体に対して、速やかに現地を確認し、必要な補修等を行うよう指導するものとする。

#### (交付申請)

- 第9条** 事業主体は、原則として事業の完了後速やかに知事に対して、交付規則第3条第1項及び交付要項第3条第1項及び第2項の規定により補助金の交付申請を行うものとする。
- 2 人工造林又は樹下植栽等における地拵え(特殊地拵えを含む。)、植栽(事業完了までに相当期間を要する場合に限る。)の各自に要する経費に対する補助金交付申請は、当該経費にかかる事業の終了の時期ごとに区分して申請することができる。
  - 3 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものと単位として交付申請を行うものとする。
  - 4 事業主体は、複数の申請単位(前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。)に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に定める書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。
  - 5 事業主体は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位にかかる補助金を、一括して受領することができる。
  - 6 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。委任を受けた者は、知事に対して、交付申請の書類に委任状を添付して補助金の交付申請を行うものとする。
  - 7 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林法第11条に規定する森林經營計画(以下「森林經營計画」という。)又は森林經營管理法(平成30年法律第35号)第35条第1項に規定する經營管理実施権配分計画(以下「実施権配分計画」という。)に基づいて行う場合は、当該計画ごと(当該森林經營計画の対象とする森林を含む林班(以下「森林經營計画対象林班」という。)内及び森林經營計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班(以下、「隣接林班」という。)内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。)を単位として行うものとし、当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、以下のいずれかの方法によるものとする。
    - (1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法
    - (2) 当該複数の事業主体のうちの1事業主体が、自らが実施した事業に係る補助金の交付申請と前項の規定により他の事業主体から委任を受けて行う交付申請とを一括して行う方法
    - (3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、前項の規定によりこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法
  - 8 オルソ画像、GNSS等のデジタル技術を用いた補助金交付申請を行う場合は、「森林整備事業に

における補助金のデジタル申請・検査ガイドライン（令和7年3月31日付け6林整整第893号林野庁森林整備部整備課長通知）」を参考にするものとする。

#### （しゅん工検査）

**第10条** 知事は、交付申請のあったものについて、「熊本県造林事業等しゅん工検査要領」（以下「検査要領」という。）に基づき1施行地ごとにしゅん工検査を行う。

#### （補助金の査定）

**第11条** 知事は、検査に基づいて次の事項により知事の定めた内容に照らして補助金の査定を行う。

- (1) 森林環境保全整備事業の補助金額は、標準経費に査定係数の百分の一と補助率を乗じて求める。ただし、第2条の1の(1)のイの(オ)【保全松林緊急保護整備】については、査定係数は適用しないものとする。
- (2) 共生環境整備事業（別表5の6【森林管理道整備】を除く。）の交付金額は、以下によるものとする。
  - ア 紋の森整備事業（別表5の2【共生環境整備】に限る。）における交付金額は、標準経費に交付率を乗じて求める。
  - イ 森林空間総合整備事業及び紋の森整備事業（別表5の2【共生環境整備】を除く。）における交付金額は、実行経費に交付率を乗じて求める。
- (3) 機能回復整備事業の交付金額は、標準経費に査定係数の百分の一と交付率を乗じて求める。
- (4) 各事業の査定係数は、別表8のとおりとする。
- (5) 標準経費は、事業内容ごとに別表9に掲げる経費を対象とし、その算定に当たっては、標準単価に事業量を乗じて求めるほか、以下のとおりとする。
  - ア 標準単価の算定に当たっては、林野庁が別途定める作業工程を用いること。また、林野庁が作業工程を提示していないものについては知事が適宜の方法により把握した作業工程を用いて行うものとする。
  - イ 標準単価には共通仮設費を含むものとし、事業実施に直接必要な労務が雇用によりまかねられる場合や当該労務に係る社会保険料等の支払い状況に応じて間接費を加算することができる。
  - ウ 社会奉仕を目的としたボランティア活動等により、事業目的を達成しつつ、作業を実施することが見込まれる事業にあっては、これに適用する標準単価を定めることができる。
  - エ 標準単価の算定に用いる作業工程（林野庁が提示するものを除く。）については、知事は実態と乖離しないよう適時適切に見直すとともに、ウェブサイト等で積極的に公開する。
- (6) 補助率は、「林業関係事業補助金等交付要綱」（昭和47年8月11日付け林野政第640号農林事務次官依命通知）によるものとする。
- (7) 交付率は、農山漁村要綱によるものとする。

#### （補助金の交付決定）

**第12条** 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行う。

- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定及び額の確定を行った時は、事業主体（代理申請者が申請を行った場合は代理申請者）に対し査定単位ごとの補助金の額を通知する。
- 3 知事は、補助金の額を確定した場合には、速やかに補助金を交付する。
- 4 知事は、補助金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める場合は、事業の完了前に補助金交付申請額の一部を概算払によって交付することができる。

## （事業実施に係る特記事項）

**第13条** 森林環境保全直接支援事業、特定機能回復事業（第2条の1の(1)のウの(イ)【森林災害等復旧林道整備】を除く。）、共生環境整備事業（別表5の6【森林管理道整備】を除く。）及び機能回復整備事業について、次の事項を適用する。

### 1 事業区分の細則

- (1) 第2条の1の(1)のイの(イ)【被害森林整備】を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができるものとする。
- (2) 第2条の1の(1)のイの(ウ)【重要インフラ施設周辺森林整備】における協定においては、事業を円滑に実施するため、事業主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努める。
- (3) 第2条の1の(1)のウ【林道整備事業】の実施に当たっては、林道、作業ポイント、接続路及び森林作業道を効果的に組み合わせて実施するものとする。
- (4) 第2条の1の(1)のウの(イ)【老朽化対策】は、林野庁インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成26年8月19日付け林整計第292号林野庁長官通知）に係る個別施設計画における健全度Ⅲ又はⅣの施設を補助対象とする。
- (5) 第2条の1の(1)のウの(ウ)【機能回復】は、橋りょう、ずい道、排水施設、路面等の機能を回復しなければ、大雨等により当該施設及び周辺地域に被害を与えるおそれがあるものを対象とし、次のものについては適用しない。
  - ア 林道災害復旧事業費及び林道災害関連事業費査定要領（昭和40年10月5日付け林野道第639号林野庁長官通知）第5の2に定める「維持工事とみるべきもの」
  - イ 人力で行うことが可能な除草や側溝整備等の簡易な維持管理行為
  - ウ 巡視

### 2 事業内容の細則

- (1) 人工造林、樹下植栽等（以下「人工造林等」という。）について

ア 事業の対象となる苗木等

#### (ア) 樹種

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの他、林業の動向及び将来の成林の可能性を考慮し、知事が適当と認める樹種であって、森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画に定める標準伐期齢が10年以上の樹種とする。

#### (イ) 苗木等

スギ、ヒノキ、マツ、クヌギの苗木については、熊本県林業種苗取扱要領（以下、「林業種苗取扱要領」という。）第13の6の規定に基づき熊本県農林水産部長が通知した山行苗生産実態調査書に記載されたものとする。また、他県から移入された苗木については、林業種苗取扱要領第17の2の規定に基づき届出のあったものとする。

a 穗木は、産地系統の明らかな優良穂木とする。

b スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ以外の苗木にあっても、確実に活着が期待し得る優良なものであること。

c 広葉樹の苗木については、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）を踏まえ、採取地が明らかな種穂を用いた苗木の使用に努め、遺伝的攪乱の防止に配慮すること。

イ 人工造林等における植栽本数

(ア) 育成单層林の人工造林にあっては、別に定めがある場合を除き、実面積1ha当たり1,500本以上とし、1ha当たり3,000本（令和9年4月以降、スギ・ヒノキを植栽する場合は、保安林の指定施業要件において植栽本数の指定がある場合を除き2,500本）を上限とする。

- (イ) 育成複層林の樹下植栽にあっては、区域面積 1 ha 当たり 1,500 本に当該施行地の上層木の本数伐採率を乗じた本数以上とする。なお、本数伐採率の下限は原則 20%とする。
- ウ 水田等の農地跡地、または非農地化した土地における人工造林については、植栽後、森林法第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画（以下「地域森林計画」という。）の対象森林として整備するものののみを補助対象とする。
- また、当該施行地の所在する市町村の農業委員会において農地転用許可等を受けた後に事業を行うものとし、補助金交付申請書に農地転用許可証等の写しを添付するものとする。
- エ 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽を実施するものとする。
- オ 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して 2 年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽を実施するものとする。
- カ 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。
- (ア) 立木の蓄積が 1 ha 当たりおおむね 30 m<sup>3</sup>以上 80 m<sup>3</sup>以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が 1 ha 当たりおおむね 100 束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備の特殊地拵えについては、この限りではない。
- (イ) 立木の蓄積が 1 ha 当たりおおむね 30 m<sup>3</sup>以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は第 2 条の 1 の(1)のイの(オ)【保全松林緊急保護整備】として行うものであること。
- キ 特殊地拵えを実施した場合は、原則として実施した年度の翌年度の初日から起算して 2 年以内に植栽による更新を行うものとする。
- ク 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね 20% の範囲内とする。
- ケ 特殊地拵えには搬出集積を含むことができるものとする。
- コ 補植は、別表 3 のア【人工造林】により 1,500 本/ha 以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く。）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね 30% 以上発生した場合に、植栽を実施した年度の翌年度の初日から起算して 5 年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として 1 回に限り行えるものとする。
- なお、山地災害危険地区等の土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所においては、要領別表 3 のスの(1)の(イ)【施設改良】と一体的に行う場合に限り、気象害等に鳥獣害も含めることとし、要領別表 3 の「ア 人工造林」により 1,500 本/ha 以上の植栽を行った森林であっても、補植後の植栽密度が 2,000 本/ha を超えない範囲で追加的な植栽を行うことができるものとする。
- (2) 雪起こしについて
- 雪起こしは、育成しようとする立木の成立本数の 30% 以上が倒伏した林分において実施するものとする。
- (3) 倒木起こしについて
- 倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。
- (4) 枝打ちについて
- 枝打ちは、スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に実施するものとし、枝打ちの高さは地上おおむね 8 m を上限とする。

## (5) 除伐について

ア 除伐を実施する場合は、不用木（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものをいう。）を全て除去するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。

イ 第2条の1の(1)のイの(ア)【森林緊急造成】による除伐においては、不用木が主林木の成長を阻害することが明らかに予想される場合には12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において実施することができるものとする。

ウ 除伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐を実施していない場合に補助対象とする。

## (6) 保育間伐及び間伐について

ア 保育間伐及び間伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。

イ 保育間伐及び間伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、アの規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。

ウ 特定機能回復事業による保育間伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。

エ ウの規定による保育間伐において、早期に実施する必要があると認められる場合においては、イの規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。

オ 間伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

カ 別表3のケにおいて、ただし書きの「地域の標準的な施業における本数密度」とは下記のとおりとする。

（スギ）

林齢（年生）	36～45	46～57	58～
成立本数（本／ha）	1,100	850	700

（ヒノキ）

林齢（年生）	36～40	41～55	56～
成立本数（本／ha）	1,500	1,000	650

## (7) 更新伐について

ア 更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の成長促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。

イ 更新伐は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、アの規定により、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地についてはこの限りではない。

ウ 特定機能回復事業による更新伐において、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から必要と認められる場合は、伐採木等の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。

エ ウの規定による更新伐において、早期に実施する必要があると認められる場合においては、イの規定（ただし書の規定を除く。）は適用しない。

オ 更新伐を実施する場合の「搬出材積」は、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

カ 更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合は、伐採率はおおむね70%以下の定性伐採を行うものとする。

キ 更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）を行う場合は、伐採率は当該主林木のおおむね50%以下の定性伐採（0.05ha以下の群状伐採を含む。）とする。ただし、特定機能回復事業による更新伐は、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帶状、群状の伐採を可能とする。

ク 面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、「面的複層林施業の実施について」（令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知）に定める方法により伐採を行うものとする。

ケ 更新伐を実施した施行地については、天然更新作業又は広葉樹の植栽を行い、適切な更新を図らなければならない。

#### （8）一貫作業について

ア 一貫作業は、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年以内に同一施行地において国庫補助事業による枝打ち、除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。

イ 一貫作業は、「伐採作業と造林作業の連携等の促進について」（平成30年3月29日付け29林整整第977号林野庁森林整備部森林整備課長通知）に則り、各作業を並行又は連続して実施するものとする。

ウ 一貫作業において、前生樹を伐採するに当たり、生物多様性の保全の観点から、高木性の広葉樹等については、単木的に保残することができるものとする。

エ 一貫作業における植栽については、2の（1）のア、イの（ア）及びコを準用する。

オ 別表3のサ【一貫作業】に定める「県において花粉症を発生させる恐れがないと認める樹種」は、広葉樹を含むものとする。なお、広葉樹等であって、成林のために知事が必要と認めた場合は、1ha当たり2,000本以上の植栽を可能とする。

#### （9）衛生伐について

衛生伐については、松くい虫による被害本数が対象地の5%未満の激甚でない松林において行うものとする。

#### （10）付帯施設等整備について

ア 鳥獣害防止施設等整備には、獣害防護柵のほか、食害防止チューブ、忌避剤等を含むものとする。

イ 鳥獣害防止施設等整備は、一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

ウ 鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、次に掲げるすべての要件に該当すること。

(ア) 森林環境保全整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。

(イ) 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに起因する倒木等により被害を受け、昨日が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。

エ 特定機能回復事業による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、地方公共団体と森林所有者により締結された協定等の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行われるものを補助対象とする。

オ 保全松林緊急保護整備による鳥獣害防止施設等整備の施設改良については、衛生伐以外により樹種転換を実施した森林において行われるものとされる。

(11) 林床保全整備について

林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。

(12) 荒廃竹林整備について

荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年間実施できるものとする。

(13) 森林作業道整備について

ア 施業対象区域の拡大を伴わないなど森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設は実施できないものとする。

イ 別表3のセ【森林作業道整備】の(ア)に規定する「一定期間施業に先行して実施される」とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して2年以内に実施されることであり、この期間内に施業を行うことを原則とする。

(イ) 先行実施された森林作業道整備への補助金交付に当たっては、整備後に実施する施業について確認するものとする。

(ウ) (ア)の期間内に施業が実施されなかった場合は、その事由を明らかするものとする。

ウ 森林作業道の改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

(イ) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。

(ウ) 改良の内容については、「熊本県森林作業道作設指針」（以下、「作業道作設指針」という。）第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(エ) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。

エ 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

(ア) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

(イ) 復旧の内容については、作業道作設指針第2に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施

設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。

(14)森林保全再生整備について

- ア 森林保全再生整備を実施する鳥獣野害等による被害を受けた森林は、原則として、「森林被害報告について」(昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知)に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。
- イ 鳥獣害等による被害を受けた森林の保全再生に必要と知事が認める場合は、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。
- ウ 野生鳥獣の捕獲・処分に当たっては、あらかじめ十分な技術的指導を受け、鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

(15)開設について

- ア 林道の開設に当たっては、次により開設予定路線の全線に係る調査(以下「路線全体計画調査」という。)を実施するとともに、開設予定路線の全線に係る計画(以下「路線全体計画」という。)を策定するものとする。なお、開設と併せて作業ポイント及び接続路の整備を実施する場合にあっては、路線全体計画に位置付けるものとする。

(ア) 路線全体計画調査

- a 路線全体計画調査は、開設予定路線の事業主体が行うものとする。
- b 事業主体は、別表2の林道の開設に係る要件に基づき採択を受けた路線について、原則として採択年度に路線全体計画調査を実施するものとする。ただし、希少野生動植物の生息又は生育、特殊な地質条件等から必要と判断されるものに限り、複数年にわたり調査を実施できるものとする。
- c 路線全体計画調査の区域は、開設予定路線に係る利用区域及びその周辺地域とする。
- d 路線全体計画調査は、「林道技術基準の制定について」(平成10年3月4日付け9林野基第812号林野庁長官通知。以下「林道技術基準」という。)、「林道技術基準の解説について」(平成23年4月1日付け23林整計第367号林野庁森林整備部長通知)及び「全体計画調査及び測量設計について」(6-11平成6年10月31日付け林野庁指導部基盤整備課長通知)に基づき実施するものとする。
- e 路線全体計画の計画期間(以下「全体計画期間」という。)に係る利用区域内森林の森林整備予定量については、利用区域内森林に係する林業者、森林組合等、市町村その他関係団体から必要な資料の提供を受けて把握するものとする。
- f 事業主体は、路線全体計画調査の結果を報告書に取りまとめ、原則として路線全体計画調査の中間及び終了の時点において林野庁に報告するものとする。

(イ) 路線全体計画の策定

- a 事業主体は、開設予定路線別に路線全体計画を策定するものとする。
- b 路線全体計画の策定時期は、原則として採択年度とする。
- c 路線全体計画の期間は、原則として「林野公共事業における時間管理の徹底等について」(平成14年4月24日付け13林整計第542号林野庁長官通知)に規定する限度工期を超えない期間とする。
- d 路線全体計画は、開設予定路線全線に係る開設計画、及び工事着工後10年間の当該利用区域内森林に係る森林整備予定量(延べ面積)を定めるものとする。
- e 事業主体は、路線全体計画の策定に当たり、開設予定路線の利用区域内森林及び周辺区域に係する林業者、森林組合等、市町村その他関係団体からの意見を聞くものとする。また、必要に応じ、県の担当部局と協議調整を図るものとする。
- f 路線全体計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (a) 事業主体及び管理主体(林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)の第5条に定める林道の管理者をいう。以下同じ。)

- (b) 整備目的及び利用形態区分
  - (c) 利用区域内森林の齢級別、人工林・天然林別面積及び蓄積
  - (d) 工事着工後 10 年間の利用区域内森林に係る森林整備予定量（延べ面積）
  - (e) 開設予定路線の起点及び終点
  - (f) 路線の平面線形及び縦断線形
  - (g) 路線全体計画の延長及び車道幅員
  - (h) 橋りょうやトンネル、路側施設等構造物の位置及び数量
  - (i) 全体計画事業費
  - (j) 全体計画期間
  - (k) 林道開設に当たり特に留意すべき事項
  - (l) その他必要な事項（開設効果、費用対効果等）
- (イ) 路線全体計画の重要な変更
- 路線全体計画について、次に掲げる重要な変更をする必要が生じたときは、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付して林野庁と協議を行うものとする。
- a 事業主体の変更
  - b 林道の区分の変更
  - c 利用区域内森林面積及び蓄積の変更（開設効果指数の変更を含む。ただし、地域森林計画の樹立又は変更に伴う数値の変更は除く。）
  - d 開設予定路線の起点又は終点の変更
  - e 路線全体計画の延長の 30% を超える増減
  - f 路線全体計画事業費の 30% を超える増減
  - g 全体計画期間の延長
  - h その他必要があるとき
- なお、起終点、平面線形、トンネル等の新設、延長の増に係る変更が生じた場合は、必要に応じて当該変更区間についてアに定める路線全体計画調査に準じた調査を行うものとする。
- イ 林道整備事業における事業主体になろうとする者は、林道を開設するため採択の申請を行う際、原則として、開設しようとする路線に係る現地調査（以下「路線調査」という。）を次により行うものとする。
- (ア) 対象路線は、路線全体計画の延長が連絡線形で 5 km、突っ込み線形で 10 km を超える路線、又は路線の開設において自然環境に特段の配慮を要する等の想定がされる路線であって、林野庁との協議において路線調査の実施について決定した路線とする。
- (イ) 路線調査の内容
- a 採択基準との整合性
  - b 開設予定現地に係る次の事項
    - (a) 社会的・経済的立地条件
    - (b) 地形及び地質条件
    - (c) 自然環境
    - (d) 路線の起点及び終点の位置
    - (e) 概略の平面線形及び縦断線形
    - (f) 特殊構造物の規模及び構造
    - (g) 事業の着手から完成に至る期間
    - (h) 森林施業実施予定の箇所、内容及び量
    - (i) その他路線の開設に必要と認められる事項
- (ウ) 路線調査の方法

- a 調査者は、当該路線の開設の事業主体、県及び林野庁の担当者とする。
- b 調査方法は、当該開設予定現地（目視により全景を把握できる箇所を含む。）において、事業主体が作成した資料を用いて行うものとする。

(16)改良について

林道の改良に当たっては、次によるものとする。

ア 第3条第1項の事業計画期間中において完了することが可能な事業量を総量として、改良全体計画を策定するものとする。なお、必要に応じて(15)のアに準じて改良全体計画調査を実施するものとする。

イ 改良全体計画について、次に掲げる重要な変更をする必要が生じたときは、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添付して林野庁と協議を行うものとする。

(ア) 事業主体の変更

(イ) 施行予定箇所の廃止又は追加

(ウ) 林道の区分の変更

(エ) 橋りょうの架け替え、曲線修正等の改良内容の変更

(オ) 改良内容に係る工種の変更

(カ) 改良全体計画事業費の30%を超える増減

(キ) 改良全体計画の計画期間の延長

(ク) その他必要があるとき

(17)橋りょう改良

橋りょう改良の実施に当たっては、以下の要件及び内容で行うものとする。

ア 要件

(ア) その機能が喪失又は著しく低下しているものであること。この場合、「喪失」とは、橋りょうの落下、木橋の腐朽、橋桁のずれ等により車両の通行が不可能な場合又は既存の橋りょうが実際の通過車両の荷重等の利用実態に合致していない場合をいい、「著しく低下」とは、そのまま放置すれば橋りょうの機能が喪失することが明らかな場合をいう。

(イ) 橋りょうの塗装にあっては、塗膜の浮き上がりや剥離又は木橋の防腐剤効果の低下を原因とする鋼橋や木橋の劣化により、当該橋りょうの耐用年数を著しく損なうおそれがあるもの。

イ 内容

永久構造の橋りょうへ架け替え又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を新築する工事及び橋りょうを塗装する工事とし、次によるものとする。この場合、「永久構造の橋りょう」には、近代木橋及び必要最小限度の取合道路を含み、「架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合」とは、当該箇所の地形的、地質的条件から橋台及び橋脚の設置が不可能な場合、橋りょうを架け替えるに当たり、安全な通水断面を確保できない場合又は橋りょうを架け替えることが経済性等の観点から著しく合理性に欠ける場合をいう。また、「代わるべき必要な施設」とは、現行路線の線形変更を伴う片桟橋、河床路、洗越工、橋りょうの機能を補強又は保持する施設その他これに類する施設をいう。

(ア) 改良後の全幅員

架け替え又は橋りょうに代わる施設を新設する場合の全幅員は、改良前を原則とするが、当該施設と接続する路体が拡幅改良済み又は拡幅改良を行うことが確実である場合は、その路体の全幅員と同等とすることができます。

(イ) 橋りょうの塗装

塗装の間隔は、塗膜の自然老化、剥離の状況によるものとするが、おおむね5年を目安とし、木橋における塗装には、防腐剤等による防腐処理を含むものとする。

(18)局部改良

局部改良に当たっては以下のいずれかを含むものとする。

ア 勾配修正

林道規程に定める制限を超える勾配箇所の勾配を修正するものとし、当該勾配の修正に必要な取合道路、路体の拡幅、片勾配の設置を含むものとする。

イ 曲線修正

林道規程に定める制限を超える曲線半径箇所の曲線を修正するものとする。この場合、当該曲線の修正に必要な拡幅、当該修正を要する曲線の直近の曲線であって、当該修正を要する曲線と一緒に修正するものを含むものとする。

ウ 待避所施設

当該路線の使用実態から必要な待避所又は車廻しの新設又は改良とする。

エ 土場施設

当該路線の利用区域内森林に係る森林施業上必要な土場施設の新設又は改良とする。

オ 排水施設

当該路線の路面又は路体の現況から、林道の維持管理に必要な箇所への溝渠の新設又は改良とする(安全に排水を行うために必要な水路の延長、簡易な水叩工、柵工等の流末処理を含む。)。

カ 防護施設

屈曲、がけ等が存在するため、転落の危険のおそれのある箇所、落石等(なだれによるものを除く。)により通行に支障を及ぼし、若しくは路体に損傷を与えるおそれのある箇所に次の構造物を新設又は改良するものとする(構造物の設置に直接必要な基礎工を含む。)。

(ア) 鉄筋コンクリート製高欄

(イ) コンクリート柱

(ウ) 落石防止柵

(エ) 落石防止擁壁

(オ) 落石防止覆

(カ) その他上記アからオに類する構造物

キ 路側施設

当該路線の路側が脆弱又は浸食により、通行上支障があると認められる箇所に次の構造物等を新設又は改良するものとする。

(ア) コンクリート製、コンクリートブロック製、ワイヤー製又は木製の擁壁

(イ) コンクリート製、鋼製又は木製の自在枠

(ウ) 植栽工

(エ) その他上記アからウに類する構造物

ク 路床・路盤

当該路線の路床・路盤の状況から自動車の通行に支障があり、林道の効用が保てない場合に次の改良を行うものとする。

(ア) コンクリート路面工

実施箇所が林道規程第22条の運用細則(林道規程の運用細則の制定について(平成14年4月2日付け13林整整第913号林野庁整備課長、業務課長通知)の別紙第3に定める細部運用をいう。)に該当すること。

(イ) アスファルト舗装

舗装後相当の年数(おおむね8年)が経過し、舗装の破損状況が通常の維持管理の範囲を超えていること。

ケ 踏切道

踏切道の改良は次によるものとする。

(ア) 林道規程に定める自動車道であって、鉄道又は軌道法(大正10年法律第76号)に基づく

軌道と同一平面で交差する箇所について、踏切道改良促進法（昭和 36 年法律第 195 号）に基づく改良であること。

(イ) 構造の改良により事故の防止に著しい効果があると認められるものであること。

(19) 雪害防止

雪害防止のための施設は以下のいずれかとする。

- ア なだれ防止杭工
- イ なだれ防止柵工
- ウ なだれ防止階段工
- エ 雪庇防止柵工
- オ 雪庇防止土壠工
- カ なだれ覆工
- キ スノーシェッド
- ク その他上記(1)から(7)に類する施設

(20) 幅員拡張

幅員拡張は、車道幅員と路肩幅員に係る拡幅であって、改良により行われる待避所施設又は曲線修正におけるすり付け部あるいは曲線修正と同時に行われる曲線部の拡幅は除くものとする。

(21) のり面保全

のり面保全における林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設は、林道技術基準第 5 章に定めるのり面保護工及び第 8 章に定める擁壁とする。

(22) 交通安全施設

交通安全施設における基準は次のとおりとする。

- ア 「重大な交通事故」とは、人身事故をいう。
- イ 「具体的な事例」とは、曲線部における視距の不足による出会い頭の衝突、急勾配かつ急カープ箇所での路外への逸脱等による重大な交通事故の発生を防止するため、当該交通安全施設の整備が必要と判断できる事例をいう。

(23) 山火事防止

山火事防止における「山火事を防止するために必要な施設」とは、次のいずれかの施設とする。

- ア 防火水槽（1基当たり 40 m<sup>3</sup>を標準とし、消火水利については、原則として谷川等の自然水利を利用するものをいう。）
- イ 防火歩道
- ウ 防火啓発標識類

(24) 災害避難施設

災害避難施設における「地域防災計画等」とは、県防災計画等をいう。なお、災害避難施設の新設又は改良は、要領別表 3 の事業内容のツからト及びニからノに掲げる工事と併せて実施することができるものとする。

(25) 作業ポイント整備

作業用地（ヘリポートを含む。）及び付帯施設の整備であって、次によるものとする。なお、付帯施設のみの整備は不可とする。

ア 作業ポイントの用地に係る面積は、1 箇所当たり 200 m<sup>2</sup>以上とする。この場合、設置箇所の地形、林業専用道開設の工程及び路網の配置、使用する林業機械（高性能林業機械を含む。以下同じ。）を考慮するものとする。

イ 作業ポイントの設置間隔は、林業機械の組合せ及び規模を考慮して決定するものとする。この場合、目安は次によるものとする。

(ア) 車両系システムによる作業工程の場合は、300m～600m

(イ) 架線型システムによる作業工程の場合は、30m～50m

- ウ 「主要な地点」は、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、伐採、搬出集積、造林・保育の各工程において最も集約的な作業の実施が可能な地点とする。
- エ 「取付道路」は、原則として延長 200m 以内とするほか、車道幅員は、作業システムを考慮して決定するものとする。
- オ 作業用地及び取付道路の設置箇所が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に規定する道路に接して設置することとなる場合は、同法第 24 条の協議を行うものとする。
- カ 付帯施設は次のとおりとする。
- (ア) 取付道路
  - (イ) 側溝等溝渠類
  - (ウ) ゲート等遮断施設
  - (エ) その他上記アからウに類する施設

### 3 事業規模の細則

- (1) 別表 1 の事業規模で定める「1 施行地」とは、原則として接続する区域とする。
- (2) 施行地内の施業が不要な箇所であって、1 カ所の面積が原則 0.01ha 以上であるものは除地とする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等の生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1 カ所の面積が 0.01ha 以上であっても除地としないことができるが、その場合の植栽不可能地面積の合計は 1ha 当たり 0.1ha を超えないものとする。
- (3) 水田跡地の人工造林にあっては、(1)によらず 1 施行地の面積は 0.05ha 以上とする。
- (4) 別表 1 の 1【森林環境保全直接支援事業】の事業規模で定める搬出材積(ha 当たり 10 m<sup>3</sup>以上)には、間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用した分の材積は含めないものとする。

### 4 事業主体の細則

- (1) 森林所有者のうち、分収林特別措置法（昭和 33 年法律第 57 号）第 2 条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあっては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。
- (2) 知事は、森林所有者の団体から補助金の交付申請があった際は、森林法施行令第 11 条、第 12 条、別表第 3 及び別表第 4 の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。以下「告示」という。）の第 1 項、第 2 項及び次の事項を確認するものとする。
  - ア 規約の内容
  - イ 構員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容
  - ウ 施行地の森林所有者
- (3) 知事は、森林所有者の団体が事業を実施する場合に当たっては、補助金の受領及び配分についての帳簿等を整理保管するよう指導するものとする。
- (4) 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備又は森林作業道整備の事業主体は、当該事業主体以外の事業主体が一体的に行うべき事業を実施する場合にも、補助対象とすることができる。
- (5) 別表 1 の欄外（注 1）における「寄付や分収林契約解除等により公有化した森林」は、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって 10 年以内に公有化した森林とする。
- (6) 別表 1 の欄外（注 3）における「自ら所有する森林」には、事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まないものとする。

### 5 事業要件等の細則

- (1) 別表 2 の第 1 の 1 の(1)の(イ)の a の(e)に定める「水源山地において複層林施業を行うための保安

施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道」とは、告示第7項第2号に規定する林道とする。

- (2) 別表2の第1の1の(1)の(イ)のaの(e)に定める「特定保安林の整備を行うために開設する林道」とは、告示第7項第3号に規定する林道とする。
- (3) 別表2の「事業要件等」に定める利用区域（同表の第1の1の(1)の(イ)に定める「コスト縮減等を目的として他の林道と一体的に路網を形成する場合」における利用区域も含む。以下、同じ。）は、林道に依存して森林整備及びその他の整備を行うことが可能な区域とし、次により定めることとする。
- ア 原則として尾根、谷、稜線等の明確な地形により特定できる区域とする。
  - イ 当該林道から分岐する支線あるいは分線等（森林作業道を含む。以下、「支線等」という。）がある場合は、支線等に係る利用区域も当該林道の利用区域に含める。
  - ウ 当該林道と他の自動車道（国道、県道、市町村道、農道等の自動車道であって、当該林道の車道幅員以上の車道幅員を有する自動車道をいい、開設計画が明確なものを含む。）が近接する場合は、それからの等距離点付近の尾根、谷等の微地形等により区分できる区域とする。
- (4) 別表2の「事業要件等」に定める利用区域内森林面積及び路線全体計画の延長は、次により算出するものとする。
- ア 面積は、本線、支線、分線等に係る利用区域を合算するものとする。路線全体計画の延長は、本線、支線、分線等の延長の合計とする。
  - イ 利用区域が隣接する場合の面積は、当該各区域の本線、支線、分線等に係る面積を合算するものとし、この場合の路線全体計画の延長は、当該各区域の本線、支線、分線等の延長の合計とする。
- (5) 別表2の「事業要件等」に定める「PCBを含む塗料」とは、PCB濃度が0.5mg/kg以上のものをいう。

## 6 事業計画の細則

- (1) 事業計画の対象区域は、原則として森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区とする。
- (2) 事業計画の始期は、原則として当該計画の対象地域に係る地域森林計画の始期とする。
- (3) 林道に係る事業計画については、次によるものとする。
- ア 林業生産基盤整備道、山村強靭化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道に関する事業計画は、路線全体計画等に基づき、路線ごとに作成（以下「路線別事業計画」という。）するものとする。路線別事業計画は、事業計画の様式の林業生産基盤整備道、山村強靭化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道に関する項と一体的なものとして扱うものとする。
  - イ 路線別事業計画の内容は、路線全体計画の内容に即することとし、路線別事業計画の事業量は路線全体計画に定める総量のうち事業計画期間において実施する部分について定めるものとする。
  - ウ 事業計画の承認を受けた場合は、事業主体の作成した路線別事業計画についても承認を受けたものとみなす。
- (4) 第3条第4項の(2)で定める「事業量の著しい増減」は、次のとおりとする。
- ア 事業計画の対象事業内容全体における次の内容
    - (ア) 森林整備（別記様式第1号の7の(1)の欄外注釈に定める施業をいう。）の総面積の3割を超える増減
      - (イ) 森林作業道の開設総延長の3割を超える減
      - (ウ) 林業生産基盤整備道、山村強靭化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道の開設延長の3割を超える増減
      - (エ) 林道施設PCB廃棄物処理促進対策事業の総実施箇所数の3割を超える増減

イ 林業生産基盤整備道、山村強靭化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道に関する「路線別事業計画の重要な変更」に該当する項目の詳細は、(15)のアの(イ)「路線全体計画の重要な変更」に準ずることとし、この場合、「路線全体計画の重要な変更」を「路線別事業計画の重要な変更」と読み替えるものとする。

(5) 第3条第5項に規定する変更手続等は、路線別事業計画にも適用するものとする。

## 7 実施計画の細則

(1) 林道整備事業に係る実施計画については、次によるものとする。

ア 実施計画のうち、林道整備事業に関する実施計画は、事業主体が6の(3)のアにより作成した路線別事業計画に基づき、路線ごとに作成(以下「路線別実施計画」という。)するものとする。路線別実施計画は、第4条第1項の規定により作成される実施計画と一体のものとして扱うものとする。

イ 知事は、第4条第3項により、林業生産基盤整備道、山村強靭化林道、林業専用道及び森林災害等復旧林道に係る次の重要な変更を行う場合又はその他必要がある場合、補助金の変更交付申請を行う事前に林野庁と協議を行うものとする。

(ア) 事業主体の変更

(イ) 施行の中止又は休止

(ウ) 路線の開設に関して次に該当するもの。

ア 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少

イ 施行路線ごとの事業費の30%を超える増減

(エ) 林業生産基盤整備道改良、山村強靭化林道改良及び林業専用道改良のうち次に該当するもの。

ア 施行箇所の変更

イ 施行位置、事業の種類又は車道幅員の変更

ウ 施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少

エ 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減

(オ) 老朽化対策に関して次に該当するもの。

ア 施行箇所の変更

イ 施行箇所ごとの事業費の30%を超える増減

(カ) 機能回復に関して総事業費の30%を超える増減

(キ) 林道施設老朽化緊急対策に関しては、(エ)又は(オ)に準ずる。

(2) 林道施設P C B廃棄物処理促進対策事業に係る実施計画については、次によるものとする。

ア 作業種ごとの実施箇所数を市町村別に作成するものとする。

イ 知事は、第4条第3項により変更を行うもののうち、林道施設P C B廃棄物処理促進対策事業に係る次の重要な変更に該当する場合、補助金の変更交付申請を行う事前に林野庁と協議を行うものとする。

(ア) 総実施箇所数の30%を超える増減

(イ) 総事業費の30%を超える増減

(3) 知事及び市町村長は、「緑の雇用」事業の実施により森林環境保全整備事業の新たな従事者が就業している地域の実施計画の作成に当たっては、これらの新たな就業者の円滑な定着化に適切な配慮を行うよう努めるものとする。

(4) 実施計画に計上された林道整備事業及び林道施設P C B廃棄物処理促進対策事業の個別具体的な実施内容については、事業主体が林野庁と設計積算に係る協議(以下「設計協議」という。)を行うものとし、設計協議の時期及び具体的な方法等は、別途定めるところによるものとする。

## 8 事前計画の細則

- (1) 事前計画の計画期間は、少なくとも森林環境保全直接支援事業による補助を受けようとする人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。ただし、人工造林については、先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間、森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間とする。
- (2) 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画又は特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画に基づき施業及び森林作業道整備の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的なまとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあっては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。
- (3) 事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。
- ア 事前計画の対象とする区域及びその面積並びに計画期間
  - イ 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容
  - ウ 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐（森林共同施業団地内の国有林で実施が見込まれる間伐及び更新伐に相当する施業を含む。）及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）及び間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積及び出材予定時期
  - エ 事前計画の計画期間内にアの区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する権原を有する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標
- (4) 事前計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。
- (5) 森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付するものとする。また、事前計画提出後に当該復旧を実施する事由が生じた場合にあっては、当該計画を速やかに変更し、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付して再提出するものとする。
- (6) 事前計画は、地域振興局長等が、森林環境保全直接支援事業による施業及び森林作業道整備の実施に係る第2条に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものである。その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の助言を仰ぐことが望ましい。なお、事前計画について専門的な知見を有する者の助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。
- (7) 地域振興局長等は、提出のあった事前計画の内容について、次の事項等を確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。
- ア 補助要件への適合
  - イ 森林作業道の開設予定路線の線形及び開設延長の妥当性
  - ウ 林内路網と施業予定箇所との位置関係、作業システム等の妥当性
  - エ 人工造林に当たり伐採作業と造林作業との連携の有無

## 9 施設集約化計画の細則

- (1) 施設集約化計画の計画期間は、施設集約化に伴って実施する林道施設の撤去の実施予定年度を少なくとも含むものとする。
- (2) 施設集約化計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。
  - ア 撤去施設の機能等が他の施設に集約されることが分かる施設集約化計画の概要
  - イ 事業により撤去する林道施設の概要
  - ウ 施設集約化を目的とした撤去に併せて開設又は改良する林道施設等の概要
  - エ その他必要な事項
- (3) 施設集約化計画の記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付をもってこれに代えることができる。

## 10 事業の確認に必要な書類等について

知事は、事業及びこれに関係する補助金交付等の事務を適正かつ円滑に行うため、事業主体（事業主体になろうとする者を含む。）に対し、以下により、事業の確認に必要な書類の整備等を指導するものとする。

### (1) 現地写真の撮影

- ア 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業の必要性や実施した内容が分かるよう、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。
- イ 撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。
- ウ 下刈りの施行地では、必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。
- エ 人工造林の施行地において、4回目以降の下刈りを実施する場合は、ウに加え、下刈りの必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。
- オ 森林環境保全整備事業の間伐、更新伐及び一貫作業については、伐採木の搬出状況を撮影するものとする。なお、必要に応じて、集積場所におけるはい積状況等を撮影するものとする。
- カ (2)により現地測量を行う場合は、その実施状況を撮影するものとする。なお、地球測位システム（GNSS）等を行う場合及び「造林補助事業竣工検査内規例について」（昭和53年3月24日付け53林野造第27号林野庁長官通知）の別紙第7条により現地検査を行う場合にあってはこの限りでない。

### (2) 現地測量の実施

事業主体は、現地測量を実施する場合にあっては、以下により実施するものとする。

- ア 測量方法は、ポケットコンパス又は地球測位システム（GNSS）等による測量とする。ただし、面積1ha未満の小施行地については要点間の距離測定による簡易法によることができる。この場合、測量始点を簡易な方法で現地に表示するものとする。
- イ アのただし書きの規定は、森林作業道整備に係る線形の測量には適用しない。

## 11 代理申請者への指導について

- (1) 知事は、事業主体からの委任を受けて本事業に係る補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）に対し、次の指導を行うものとする。
  - ア 代理申請者は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届（別記様式第9号の例による。）の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とすること。
  - イ 代理申請者は、申請した補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に交付するものとし、みだりに支払いの遅延や他への流用をしないこと。
  - ウ 代理申請者が受領した補助金は、県が交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、次に掲げる経費のうち直接その事業に関係するものは、事業主体の

書面による承諾に基づき相殺することができる。

(ア) 補助金事務取扱手数料

(イ) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(ウ) 当該施行地の森林保険料

(エ) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

エ 代理申請者は、補助金事務取扱手数料について、原則として、補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図ること。

## 12 補助金査定の細則

(1) 補助金額について

ア 間伐、更新伐又は一貫作業に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり（以下「査定単位」という。）ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐、更新伐又は一貫作業の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

イ 県が行った事業の査定単位又は市町村（(2)のオを適用する場合は森林整備法人等を含む。）が請負に付して実行した事業の査定単位については、(3)のエ又はオにより算定するものとする。

ウ 査定単位の一部に、以下に掲げる間伐、更新伐又は一貫作業が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位、当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位又は当該一貫作業とその他の一貫作業の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

(ア) 別表3のコ【更新伐】のうち、森林病害虫の被害拡大防止のため実施し、施行地の面積1ha当たりの伐採木の搬出材積が100m<sup>3</sup>を超えて実施した更新伐

(イ) 施行地の面積（施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m<sup>3</sup>に満たない間伐、更新伐又は一貫作業

(ウ) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

(エ) 路網や作業ポイントが異なる間伐、更新伐又は一貫作業

(2) 査定係数について

ア 事業のうち森林経営計画等（森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第5条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）又は実施権配分計画をいう。以下同じ。）に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業のほか、以下を含むものとする。

(ア) 当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）

(イ) 当該森林経営計画等の対象森林で突発的に発生する気象害等又は立木の倒伏等に対応した雪起こし又は倒木起こし

(ウ) 第2条の1の(1)のイの(ア)【森林緊急造成】において除伐を実施した施行地で、その後気象害等の被害を受けた場合に不良木淘汰として実施する保育間伐及び更新伐

(エ) 当該森林経営計画等の対象森林における鳥獣害防止施設（当該対象森林と隣接する森林に

おいて当該鳥獣害防止施設と一体となっているものを含む。) の改良

- イ 別表8の1の(ア)【森林環境保全直接支援事業】のイの(イ)「森林經營計画策定者が森林經營計画対象林班内及び隣接林班内で森林經營計画に基づいて行うものと一体的に行うもの」には、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業(付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。)を含む。
- ウ 以下のいずれかで実施されるものについては、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。
- (ア) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち森林經營計画策定者が施業代行者として行うもの
- (イ) 別表8の1の(1)【森林環境保全直接支援事業】のウの(ア)において査定係数90で実施する「人工造林及び樹下植栽等」の伐採造林届出書に基づいて行うもの
- (ウ) 別表8の1の(1)【森林環境保全直接支援事業】のウの(イ)において査定係数90で実施する「下刈り」等の施業代行者が実施するもの
- エ 以下のいずれかに基づいて行う間伐及び更新伐については、当該施行地が補助金交付申請時又は申請後に森林經營計画の対象森林に含める意向があらかじめ確認できるものに限る。
- (ア) 森林經營計画対象林班内で当該計画に基づいて行う場合
- (イ) 隣接林班内で当該計画に基づいて行う場合
- オ 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽等、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、補助金交付申請の際に交付要項第3条第2項の(14)の書類「申請後に森林經營計画対象林班に含める意向があることを確認できる書類」を添付し、補助金交付申請後に当該林分を森林經營計画の対象とする森林に含めるよう、新規計画の策定又は既存計画の変更に努めるものとする。
- カ 森林環境保全直接支援事業の人工造林のうち、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採において、事業主体が伐採造林届出書を提出しなかったことに際し事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うことができるものとする。
- (3) 標準経費について
- ア 知事は、「標準経費」の算出に当たっては、第11条の(5)の規定によるほか、調整率を乗じて求めることができる。ただし、調整率は補助金総額を予算額の範囲内に調整する1未満の係数とする。
- イ 「標準経費」の算出に当たり、7歳級以下の森林のみからなる施行地において、車両系集材システムにより別表3のケ【間伐】を初めて行う場合、間伐方法にかかわらず、列状間伐に係る標準単価を用いて算定する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判断される施行地についてはこの限りでない。
- ウ 「標準経費」の算出に当たり、別表3のケ【間伐】の補助対象面積1ha当たりの伐採木の搬出材積上限は、80m<sup>3</sup>/以下(令和9年4月以降は60m<sup>3</sup>以下)とする。
- エ 事業主体が県である場合、第11条の(1)の「標準経費」は「実行経費」とする。
- オ 市町村が請負に付して実行した事業(森林作業道整備のうち次号により補助金額の算出を行うものを除く。)に係る補助金額は、実行経費が標準経費より低い場合は第11条の(1)の「標準経費」は「実行経費」と読み替えるものとする。
- カ 県以外の事業主体が実施する森林作業道整備のうち標準単価設定通知第2の10の(3)に該当する標準断面又は標準設計が適用できない部分がある場合の補助金額は、以下の(ア)及び(イ)を加

算した額又は(ウ)に査定係数の百分の一と補助率を乗じて(保全松林緊急保護整備における森林作業道整備にあっては補助率を乗じて)求めるものとする。

- (ア) 当該標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知。以下「設計積算要領」という。)及び森林整備保全事業標準歩掛(平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知)に基づき算出される経費
- (イ) 標準断面又は標準設計が適用できる部分に係る標準単価に基づき算出される標準経費
- (ウ) 事業主体が当該森林作業道を請負に付して実施する場合にあっては、当該加算した額と実行経費とのいずれか低い額

(表) 12の(3)のエからカまでについて

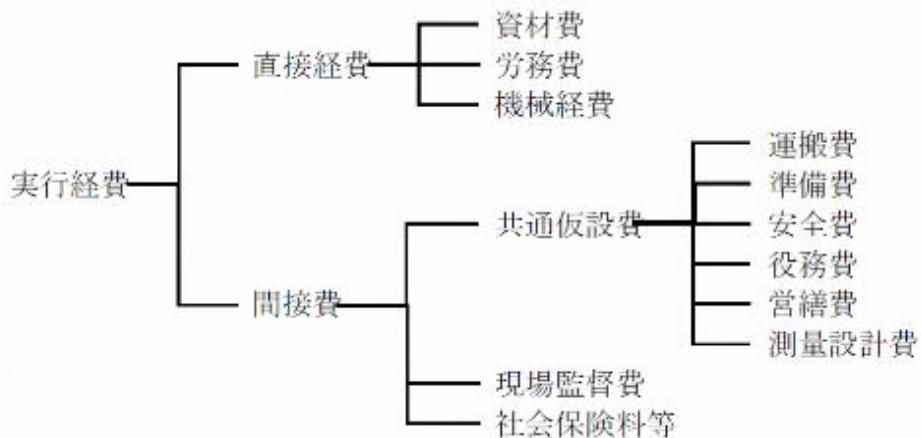
	事業主体	自ら実施	請負に付して実施
全施業種	県	実行経費(12の(3)のエ)	実行経費(12の(3)のエ)
	市町村	標準経費	①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費 (12の(3)のオ)
	その他事業主体		標準経費
標準断面又は標準設計が適用できない部分がある森林作業道	市町村	設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額	①と②のどちらか低い額 ①設計積算要領算出経費と標準経費を合算した額 ②実行経費 (12の(3)のカの(ア)及び(イ))
	その他事業主体	(12の(3)のカの(ア)及び(イ))	(12の(3)のカの(ウ))

キ 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、標準単価設定通知及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」(平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁整備課長通知)に準ずるものとする。(ただし、第2条の1の(1)のウの(イ)【森林災害等復旧林道整備】にあっては、別途定めるものとする。)また、請負に付して実行する場合にあっては、設計積算要領に準ずることができるものとする。

- (ア) 事業主体が自ら実施する場合



#### (1) 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

#### (4) 事業量について

- ア 第11条の(5)で定める「事業量」は、実際に作業を行った面積等とする。
- イ 間伐、更新伐、一貫作業の施行地に係る事業量は、既設の森林作業道（作業道作設指針に適合する森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。）がある場合は、その敷地面積を除いた面積とする。

#### (5) その他

- ア 水田跡地における人工造林等の補助対象経費には、別表9に定める対象経費以外に、鋤床層の破碎、排水溝の設置、客土、盛土、有機物の施用等に要する経費を含めることができる。また、知事は当該施行地を地域森林計画の対象とする森林の区域に含めるよう、地域森林計画を樹立又は変更するものとする。
- イ 災害等により被害を受けた施行地であって、当該災害発生年度の事業に係る施行地のうち本事業に係る補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の事業内容の確認が可能なものに限り、事業が完了したものとみなして補助金を交付することができる。この場合、事業が行われたことを証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。

### 14 補助金の経理等について

- (1) 事業主体は、補助金の交付申請に係る書類及びその証拠書類について、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその証拠書類を整備するものとする。
  - ア 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿
  - イ 施行地ごとの施行台帳
  - ウ 補助金及び経費明細書。なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書を森林所有者等に通知するものとする。
- (2) 第9条第6項により、代理申請者が補助金の交付申請及び受領を行う場合、前項の書類の整備は、代理申請者が行うこととする。
- (3) 前二号に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、台帳等のうち、電磁的記録により作成、整備、保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 15 事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについて

事業主体が受託により事業を実施する場合の採択に係る判断基準等については、次のとおりとする。

ア 受委託契約の締結

事業主体が森林所有者と受委託契約を締結したるものに限る。なお、事業主体が請負者として森林所有者と締結した請負契約は、受委託契約に該当しない。

イ 森林所有者の従事

森林所有者が所有森林の事業に従事する場合にあっては、アのほか、次の要件を満たすこと。

(ア) 事業主体が補助金の交付申請・受領、測量、その他事業に必要な事務等を実施していること。

(イ) 事業主体が外部に作業を請け負わせた場合は、仕様書等で具体的な作業指示を行っていること。

(ウ) 事業主体が直営労働力(臨時雇用を含む。)で実施した場合は、事業主体の職員が作業指示、監督、安全管理等を実施していること、及び、関係法令で義務付けられている雇用保険、労災保険等の保険料等を森林組合等が支払っていること。

ウ 特例措置

県が災害の発生等からやむを得ないものと認めた場合にあっては、特例的な取り扱いを認めることができることとする。

## 16 受託事業に係る経費の透明化について

知事は、森林所有者からの受託により事業を実施しようとする事業主体に対し、次の指導を行うものとする。

ア 事業前に経費の見込みを森林所有者に示すこと。

イ 事業終了後に速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告すること。

## 17 その他

(1) 事業主体は、森林法、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の法令の規定を遵守し事業の実行にあたること。

(2) 第2条の1の(1)のア及びイ、3及び4については、林野庁長官が承認した外国樹種以外の外国樹種の植栽及び播種並びに知事が補助することが適当でないと認める事業を除くものとする。

ただし、外国樹種の承認を受けるため申請する場合は、環境省及び農林水産省が作成する「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」への掲載の有無、掲載種である場合はリスト掲載事項及び同記載事項を踏まえた造林上の留意事項並びに生態系への配慮事項等を確認の上、次に掲げる事項を記載した申請書に係する試験研究報告書等を添付し、提出するものとする。

ア 樹種名(品種名又はその他の当該樹種の形質を示す名称を含む。)

イ 植栽又は播種見込面積

ウ 1ha当たり植栽本数又は播種量

エ 1ha当たり事業費

オ 既往の植栽又は播種面積及び当該植栽又は播種による更新木の成育状況

カ 県の技術的指導方針

キ その他知事が必要と認める事項

なお、次表に掲げる外国樹種の植栽を行う場合には、林野庁長官の包括承認があったものとして取り扱うものとする。

樹種
テーダマツ、スラッシュマツ、カラマツ類、イチョウ

- (3) 第2条の1の(1)のイの(ア)、(イ)及び(エ)における協定については、本事業による施業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めることとする。
- (4) 人工造林、樹下植栽等を行った場合は、森林保険に10年以上加入するものとする。また、保育間伐、間伐及び更新伐を行った場合には、森林保険に3年以上加入するものとする。
- (5) 事業の実施に当たっては、「スギ花粉発生源対策推進方針」（平成13年6月19日付け13林整保第31号林野庁長官通知）に基づき、スギ花粉の発生抑制に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (6) 事業の実施に当たっては、「造林に係る省力化・低コスト化技術指針」（令和7年3月31日付け6林整整第860号林野庁長官通知）に基づき、造林作業の省力・低コスト化に係る取組の着実な推進に努めるものとする。
- (7) 事業の実施に当たっては、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」（令和7年3月31日付け6林整森第264号林野庁長官通知）に基づき、森林の生物多様性保全に資する取組の推進に努めるものとする。
- (8) 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。
- (9) 本事業により実施された森林施業の履歴の情報等について、県及び市町村は、それぞれの林務担当部局内でG I Sや森林クラウド等により情報共有を図るとともに、両者の密接な連携及び協力の下、森林簿等に適切に反映するものとする。
- (10) 知事は、本事業に係る補助金交付申請事務について、効率的に行えるように申請者を指導するとともに、当該申請により受領し検査を行った施行地の情報等（位置、区域、面積等）についてG I S等で管理し、今後の検査等への活用に努めるものとする。
- (11) 事業主体は、請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとする。

#### （その他）

#### 第14条 その他については、次のとおりとする。

- (1) 県の行う事業については、本要領に準じて行うものとする。
- (2) 知事は、森林環境保全整備事業の実施に関する調査及び指導監督（成功認定を含む。）を行うものとする。
- (3) 市町村長は、森林環境保全整備事業の円滑な実施を図るため、関係行政機関及び関係団体等との密接な連携の下に、必要な助言、指導等を行うものとする。
- (4) 本要領により難い事項については、林野庁長官の承認を受けるものとする。
- (5) 以上のほか、細部の手続、様式等は、本要領の趣旨に基づき知事が定める。

#### 附 則

この要領は、平成14年6月5日から施行し、平成14年度の事業から適用する。

#### 附 則

この要領は、平成14年11月27日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成15年8月20日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成16年9月24日から施行し、平成16年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成17年9月20日から施行し、平成17年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成18年11月10日から施行し、平成18年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成19年10月26日から施行し、平成19年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成20年8月25日から施行し、平成20年度中期事業から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月25日から施行し、平成21年度中期事業から適用する。

附 則

この要領は、平成22年7月30日から施行し、平成22年度中期事業から適用する。

附 則

この要領は、平成23年9月16日から施行し、平成23年度現年予算事業から適用する。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行し、平成24年度現年予算事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成25年9月1日から施行し、平成25年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行し、平成26年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月31日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月1日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和4年7月19日から施行し、令和4年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和5年10月2日から施行し、施行日以降の令和5年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和6年10月11日から施行し、施行日以降の令和6年度の事業から適用する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行し、施行日以降の令和7年度の事業から適用する。

別表1

事業区分	事業内容	事業規模	事業主体	
1 森林環境保全直接支援事業	<p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 シ 森林作業道整備</p>	<p>a 事業内容のア～コについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。</p> <p>b ケ、コについては、前項に加えて、森林経営計画、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）第 5 条第 1 項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）、実施権配分計画に基づいて行う場合は、補助金の交付申請ごと、かつ、計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1 ha 当たり 10 m<sup>3</sup> 以上であること。</p>	① 県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条第 1 号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を抛出しているもの、以下「森林整備法人等」という。） ⑥ 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等（以下「特定非営利活動法人」という。） ⑦ 森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。） ⑧ 森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。） ⑨ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者 ⑩ 森林経営管理法第 36 条第 2 項の規定により県が公表した民間事業者（以下「民間事業者」という。）	
2 特定機能回復事業	<p>(1) 森林緊急造成 自然条件等の理由で更新が困難な森林について、事業主体と森林所有者による協定等に基づいて実施する人工造林等とする。</p>	<p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 ク 森林作業道整備</p>	<p>a 事業内容のア～カについては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上であること。</p> <p>b 県、市町村が自ら所有する森林のうち、他の森林緊急造成の施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 2 条第 1 項の激甚災害をいう。以下同じ。）による被害の復旧を行う森林において行う事業については、補助金の交付申請ごとに、他の森林緊急造成の施行地を除いた施行地の面積の合計が 2.5ha 以上。</p>	① 県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者

<p>(2) 被害森林整備</p> <p>気象害等による被害森林であつて、自助努力等によつては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。</p>	<p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備 シ 森林保全再生整備 (オ) 鳥獣害防止施設の整備等 (カ) 鳥獣の誘引捕獲</p>	<p>事業内容のア～ケについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。</p>	<p>① 県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人等 ⑥ 特定非営利活動法人等 ⑦ 森林経営計画策定者 ⑧ 民間事業者</p>
<p>(3) 重要インフラ施設周辺森林整備</p> <p>鉄道、道路、送配電線といった機能が停止した場合に国民生活又は社会経済活動に多大な影響を及ぼす重要な生活基盤の関連施設(以下「重要インフラ施設」という。)周辺の森林について、地方公共団体及び森林所有者、重要インフラ施設管理者等による協定に基づいて実施する人工造林等とする。</p>	<p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備 (エ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備</p>	<p>事業内容のア～ケについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。</p>	<p>① 県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者</p>
<p>(4) 林相転換特別対策(特定スギ人工林)</p> <p>林相転換が必要な人工林のうち花粉発生源対策となるスギを主体とする人工林であつて、自助努力では伐採・植替えが進まない森林について、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施</p>	<p>ア 一貫作業 イ 下刈り ウ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 (ウ) 林床保全整備</p>	<p>a 事業内容のア、イについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。</p> <p>b 1伐区当たりの面積の上限はおおむね2.5haとし、伐区については連たんしないものとする。</p> <p>c 次に掲げる全ての要件に該当すること。</p> <p>(a) 「スギ花粉発生源対策推進方針」に基づき県が設定するスギ人工林伐採重点区域内の森林において行うもの</p>	<p>① 県 ② 市町村 ③ 森林組合等 ④ 森林整備法人等 ⑤ 特定非営利活動法人等 ⑥ 民間事業者</p>

する一貫作業等とする。		<p>であること。</p> <p>(b) 林相転換が必要な人工林の主要構成樹種がスギであること。</p> <p>(c) 伐採すれば著しく土砂が崩壊又は流出するおそれがある箇所ではないこと。</p>	
<p>(5) 保全松林緊急保護整備</p> <p>森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行うものとする。</p>	<p>ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 除伐 キ 保育間伐 ク 衛生伐 ケ 更新伐 コ 付帯施設等整備 (ア) 鳥獣害防止施設等整備 (イ) 荒廃竹林整備 サ 森林作業道整備</p>	<p>事業内容のア～ケについては、1施行地の面積が0.1ha以上であること。</p>	<p>① 県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人等 ⑥ 森林所有者の団体 ⑦ 森林経営計画策定者(ただし、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。) ⑧ 民間事業者</p>

(注1) 事業主体のうち、森林緊急造成を実施する県又は市町村に当たっては、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した森林、森林経営管理法第4条の規定により市町村が経営管理権の設定を受けた森林、又は、寄付や分取林契約解除等により公有化した森林で実施する場合(事業主体が自ら所有する森林のうち、これらの施行地と隣接し、又は路網で直接接続するものであって、激甚災害による被害の復旧を行う森林で実施する場合を含む。)に限る。

(注2) 事業主体のうち、被害森林整備又は林相転換特別対策(特定スギ人工林)を実施する県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林、森林所有者と協定を締結した森林、又は森林経営管理法第4条の規定により経営管理権の設定を受けた森林において事業を実施する場合に限る。

(注3) 事業主体のうち、森林緊急造成、被害森林整備又は林相転換特別対策(特定スギ人工林)を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者等に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。

(注4) 事業主体のうち、被害森林整備を実施する森林所有者に当たっては、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。

(注5) 事業主体のうち、重要インフラ施設周辺森林整備を実施する、県又は市町村に当たっては、自ら所有する森林以外で森林所有者及び重要インフラ施設管理者と協定を締結して実施する場合又は、事業主体が自ら所有する重要インフラ施設周辺の森林において、自ら所有する森林以外の重要インフラ施設周辺森林整備の施行地と一体的に実施する場合に限る。

(注6) 事業主体のうち、重要インフラ周辺森林整備を実施する森林組合等、森林整備法人等、特定非営利活動法人等又は民間事業者に当たっては、自ら所有する森林で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体、重要インフラ施設管理者及び森林所有者と協定を締結した場合に限る。

(注7) 事業主体のうち、森林経営計画策定者に当たっては、当該計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。

別表2

事業区分	事業内容	事業要件等
第1 林道事業		
1 林業生産基盤整備道整備		<p>林業生産基盤整備道は、木材流通の広域化や木材の大量運搬等に対応できる基幹となる林道であって、次に掲げる全ての要件及び事業内容ごとに定める全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。</p> <p>(イ) 利用区域の全部又は一部が森林法第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」（以下「効率的施業区域」という。）又は「路網整備に係る生産基盤強化区域の設定について」（平成30年2月1日付け29林整整第713号林野庁長官通知）に定める区域（以下「生産基盤強化区域」という。）と重複する林道であること。</p>
	(1) 開設	<p>(ア) 地域森林計画（森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画をいう。以下同じ。）に記載された林道であること。</p> <p>(イ) 利用区域内森林面積が50ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね1km以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として他の林道と一体的に路網を形成する場合にあっては、当該林道に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。）。</p> <p>a 次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ha以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね0.8km以上であること。</p> <p>(a) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項、第41条第1項若しくは第2項、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）又は昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域、平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和3年3月31日における過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区</p>

	<p>域を含む。) に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの (以下「旧過疎地域」という。) で整備される林道</p> <p>(b) 「特定市町村等の要件等について」(平成 17 年 3 月 23 日付け林整計第 343 号林野庁長官通知) の第 2 の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道</p> <p>(c) 水源地域対策特別措置法 (昭和 48 年法律第 118 号) 第 3 条第 1 項に規定する水源地域で整備される林道</p> <p>(d) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道</p> <p>b 既設の林道と他の既設の林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道であって、森林法施行令第 11 条、第 12 条、別表第 3 及び別表第 4 の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件 (平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。以下「告示」という。) の付録第 2 により算出した数値が 0.9 以上かつ付録第 3 により算出した数値が 1.0 以上である林道 (以下「峰越連絡林道」という。) にあっては、幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道は当該林道とこれに直接接続する既設の林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域 (以下「直接利用区域」という。) が 500ha 以上であること、その他の林道は直接利用区域が 100ha 以上であること。</p> <p>(イ) 告示の付録第 1 により算出した数値 (以下「開設効果指数」という。) が 0.9 以上であること。ただし、峰越連絡林道の幹線林道にあっては 1.2 以上とする。</p> <p>(エ) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で 10% 以上に相当する森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐 (更新を伴う伐採) を含む。)が計画されていること。</p> <p>(オ) 峰越連絡林道については、開設に要する事業費が 2 億 4 千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外する。</p> <p>(カ) 開設により、走行時間を開設前と比較して 10% 以上削減すること。</p> <p>(キ) 中間土場を整備する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること。</p>
--	---

	<p>(2) 改良</p> <p>ア 橋りょう改良 イ 局部改良 ウ 雪害防止 エ ずい道改良 オ 幅員拡張 カ のり面保全 キ 交通安全施設 ク 舗装 ケ 作業ポイント整備 コ 接続路整備</p>	<p>(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。</p> <p>(イ) 既設林道の強靭化、輸送力の向上及び安全確保を図るために実施する局部的構造の改良等であること。</p> <p>(ウ) 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、クについては事業費が2,400万円以上であること。</p> <p>(エ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの区分ごとに以下の要件を満たすこと。ただし、クについては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により幹線林道とその他の林道の区分を判断するものとする。なお、複数の市町村等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、また、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町村、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。</p> <p>a 幹線林道</p> <p>次のいずれかを満たすこと。</p> <p>(a) 当該林道に係る森林の利用区域の全部又は一部が効率的施業区域と重複する場合であって、利用区域内森林面積が50ha（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村（以下「振興山村」という。）又は過疎地域にあっては30ha）以上であり、かつ、告示付録第4に定める算式により算出した数値（以下「改良効果指数」という。）が1.2以上であること。</p> <p>(b) 利用区域内森林面積が500ha（振興山村又は過疎地域にあっては200ha）以上であり、かつ、改良効果指数が1.2以上であること。</p> <p>b その他の林道</p> <p>利用区域内森林面積が50ha（過疎地域及び旧過疎地域にあっては30ha）以上であり、かつ、改良効果指数が0.9以上であること。</p>
2 山村強靭化林道整備		<p>山村強靭化林道は、効率的な森林施業、木材の大量運搬等に対応し、山村の強靭化にも資する基幹となる林道であって、次に掲げる全ての要件及び事業内容ごとに定める全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林道規程に規定する自動車道であること。</p> <p>(イ) 林道規程の第3条（4）に規定する幹線であること。</p> <p>(ウ) 事業着手時から供用開始までの間に、地方公共団体により、地域防災計画等の警戒避難体制の整備に関する計画において</p>

		て代替路として位置付けられる林道であること。
	(1) 開設	1 の(1)の(ア)~(オ)及び(キ)に掲げる全ての要件に該当するもの。
	(2) 改良 ア 橋りょう改良 イ 局部改良 ウ 雪害防止 エ ずい道改良 オ 幅員拡張 カ のり面保全 キ 交通安全施設 ク 舗装 ケ 作業ポイント整備 コ 接続路整備	(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。 (イ) 既設林道の強靭化、輸送力の向上及び安全確保を図るために実施する局部的構造の改良等であること。 (ウ) 1箇所の事業費が 900 万円以上であること。ただし、イ及びカについては 1箇所あたりの事業費が 200 万円以上、クについては事業費が 3,000 万円以上であること。 (エ) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの区分ごとに以下の要件を満たすこと。ただし、クについては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により幹線林道とその他の林道の区分を判断するものとする。 a 幹線林道 直接又は支線若しくは分線を経由して道路（道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路をいう。）又は一般交通の用に供する農道に二箇所以上で接続する林道であって、利用区域内森林面積が 50ha（振興山村又は過疎地域にあっては 30ha）以上であり、かつ、改良効果指数が 0.9 以上であること。 b その他の林道 利用区域内森林面積が 50ha（過疎地域及び旧過疎地域にあっては 30ha）以上であり、かつ、改良効果指数が 0.9 以上であること。
3 林業専用道整備		林業専用道は、普通自動車（10 トン積程度のトラック）や林業用車両（大型ホイールタイプフォワーダ等）が走行可能な構造を有し、林内の木材輸送の中核的な役割を果たす林道であって、次に掲げる全ての要件及び事業内容ごとに定める全ての要件に該当するもの。 (ア) 林道規程に定める自動車道の 2 級であること。 (イ) 「林業専用道作設指針の制定について」（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）に基づき県が作成した林業専用道作設指針に適合すること。
	(1) 林業専用道開設	(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。 (イ) 開設効果指数が 0.9 以上であること。 (ウ) 利用区域内森林面積のうち直接の対象となる森林の面積が

		<p>10ha以上であり、かつ、全体計画延長が0.2km以上であること。</p> <p>(イ) 原則として当該路線の完成に伴い、当該路線を計画に含む森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）の計画区域内において第2条の(1)のアの(ア)森林環境直接支援事業による間伐等を実施することが確実と見込まれること。</p> <p>(オ) 中間土場を整備する場合については、開設に伴い発生する残土の処理にかかる費用と比較して、中間土場の整備にかかる費用が安価であること。なお、開設に伴い発生する残土を活用して、公道等沿いに残土を利用した中間土場を整備することができる。</p>
	<p>(2) 改良</p> <p>ア 橋りょう改良</p> <p>イ 局部改良</p> <p>ウ 雪害防止</p> <p>エ 幅員拡張</p> <p>オ のり面保全</p> <p>カ 交通安全施設</p> <p>キ 山火事防止</p> <p>ク 災害避難施設</p> <p>ケ 作業ポイント整備</p> <p>コ 接続路整備</p>	<p>(ア) 地域森林計画に記載された林道であること。</p> <p>(イ) 既設林道の強靭化、輸送力の向上及び安全確保を図るために実施する局部的構造の改良等であること。</p> <p>(ウ) 1箇所の事業費が200万円以上であること。</p> <p>(エ) 利用区域内森林面積のうち直接の対象となる森林の面積が10ha以上であり、かつ、改良効果指数が0.9以上であること。なお、利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は生産基盤強化区域と重複する路線であって、1の(2)の(イ)のaを満たす路線については、林業生産基盤整備道に準じ、幹線林道に区分する。</p>
4 森林災害等復旧林道整備		<p>火災、気象害その他の災害を受けた森林を復旧するための林道であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林道規程に規定する自動車道であること。</p> <p>(イ) 次のいずれかに該当する林道であること。</p> <p>a 当該林道に係る森林の利用区域内に存する樹種転換（森林病害虫等防除法第2条第7項に規定する樹種転換をいい、同条第1項第1号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林に係るものに限る。）の実施が計画されている松林の面積がおおむね10ha以上であること。</p> <p>b 当該林道に係る森林の利用区域内に暴風、豪雨、豪雪その他の自然現象又は山火事による災害その他の災害を受けたため復旧を要する森林の面積がおおむね10ha以上であり、かつ、当該森林の存する市町村の区域内における森林の災害に係る被害額が1,500万円以上であ</p>

		ること。
	(1) 開設	1 の(1)の(ア)～(イ)に掲げる要件を全て満たすもの。ただし、峰越連絡林道の要件は適用しないこととする。
5 路網計画策定		<p>効率的に路網計画を策定するための航空レーザ計測の実施、支援ソフトの導入及び周辺機器の購入であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林業生産基盤整備道、山村強靭化林道又は林業専用道の開設と一体的に実施すること。ただし、林業専用道については、利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は生産基盤強化区域と重複する路線に限るものとする。</p> <p>(イ) 航空レーザ計測については、地域森林計画に記載する見込みのある林道の存する区域に係る市町村で実施すること。</p> <p>(ウ) 航空レーザ計測の実施に係る経費の算定については、「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領」(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号林野庁長官通知) に準ずること。</p> <p>(エ) 航空レーザ計測における照射密度は 1 m<sup>2</sup>当たり 4 点以上とすること。</p> <p>(オ) 航空レーザ計測の事業費は実施面積に 1 ha 当たり 5,000 円を乗じた金額を上限とすること。</p> <p>(カ) 航空レーザ計測の 1 地区当たりの計測規模はおおむね 10,000ha 以上であること。</p>
6 施設集約化（撤去）		<p>施設集約化計画に基づく、林道における施設の集約化に伴うずい道、橋りょう等の林道施設の撤去であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林道施設の機能の集約化を目的とし、林業生産基盤整備道、山村強靭化林道又は林業専用道の改良と一体的に実施すること。</p> <p>(イ) 林道施設の集約化に伴って実施するずい道、橋りょう等の林道施設の撤去であること。</p> <p>(ウ) 民有林林道台帳について(平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知)に規定する林道台帳に登載された林道に設置されている林道施設であること。</p> <p>(エ) 個別施設計画に基づき実施する林道施設の撤去であること。</p> <p>(オ) 撤去対象のずい道、橋りょう等の林道施設を含む林道又は集約先の林道施設を含む林道を対象とすること。</p>

		(カ) 撤去を行う林道施設の管理者が、県、市町村、森林組合等であること。
7 老朽化対策		<p>個別施設計画に基づく施設の老朽化対策であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林業生産基盤整備道、山村強靱化林道又は林業専用道において実施すること。ただし、林業専用道については、利用区域の全部又は一部が効率的施業区域又は生産基盤強化区域と重複する路線において実施すること。</p> <p>(イ) 事業費が40万円以上であること。</p>
8 機能回復		<p>大雨等による被害拡大の未然防止、通行の安全の確保のための整備であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林業生産基盤整備道又は林業専用道において実施すること。</p> <p>(イ) 利用区域の全部又は一部が効率的施業区域と重複する路線において実施すること。</p> <p>(ウ) 橋りょう、ずい道、排水施設、路面等の機能の回復であること。</p> <p>(エ) 事業費が40万円以上であること。</p>
9 農道等改良		<p>森林施業や木材輸送の効率化に必要な車両の通行を確保することを目的に林道の開設・改良と一体的に実施する農道等（農道として農道台帳により管理される道路のほか、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物、農業資材等の運搬に供するもののうち、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（農業振興地域の指定が行われていない市町村にあっては同法第4条第1項の農業振興地域整備基本方針に定められた農業振興地域として指定することを相当とする地域）内に介在又は隣接する農業集落に係るもので、当該地域と有機的かつ密接に連携する道路をいう。なお、道路法第3条に掲げる道路を除く。以下同じ。）の必要最小限の改良であって、次に掲げる全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 林道と接続する農道等を対象とすること（接続する林道を「本体林道」という。以下同じ。）。</p> <p>(イ) 事業計画に基づいて実施する本体林道の開設又は改良と同一の計画期間内に実施する改良であること。</p> <p>(ウ) 対象とする農道等のうち、本体林道と当該農道等が接続する箇所から、本体林道の設計車両（林道規程第9条に定める設計車両をいう。）が通行可能な他の道路と最初に</p>

		<p>接続する箇所までの区間を対象とすること。</p> <p>(イ) 1箇所の事業費が、本体林道の開設又は改良にかかる事業費未満であって、かつ3,000万円未満であること。</p> <p>(オ) 本体林道の利用区域内の森林において、森林経営計画等により森林の伐採及び木材の搬出が計画されていること。</p>
第2 林道施設 PCB 廃棄物処理促進対策事業		林道施設の塗膜に含まれるポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の調査、処理等であって、事業内容ごとの要件を満たすもの。
	(1) PCB の濃度分析調査	林道施設の塗膜に含まれる PCB の濃度分析調査に必要な塗膜の剥離（これに伴う当該剥離箇所の再塗装を含む。）及び当該剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置並びに剥離した塗膜に含まれる PCB の濃度分析調査であって、昭和41年から昭和49年までの期間に PCB を含む塗料による塗装が行われたおそれがある林道施設が対象であること。
	(2) PCB の処理等	林道施設全体の塗膜の剥離（これに伴う当該施設の再塗装を含む。）及び剥離時の塗膜の飛散を防止する仮設物の設置並びに剥離した塗膜の処分（処理施設までの運搬を含む。）であって、PCB を含む塗料による塗装が行われた林道施設が対象であること。

別表3

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。
イ 樹下植栽等	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。</p> <p>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあっては上層木が10齢級以上の人造林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。</p> <p>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るために必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。</p>
ウ 下刈り	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去。
エ 雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）。
オ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。
カ 枝打ち	<p>次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する枝葉の除去。</p> <p>(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去</p> <p>(イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p>(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p>
キ 除伐	下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。
ク 保育間伐	<p>12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。</p> <p>ただし、第2条の(1)のアの(イ)のb及びcにおいては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。</p>
ケ 間伐	12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りで

	<p>はない。) の林分又は市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢 (以下「標準伐期齢」という。) に 2 を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木 (侵入竹を含む。) の除去、不良木の淘汰及び搬出集積。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m<sup>3</sup>を上限とする。</p>
コ 更新伐	<p>18 齢級以下の林分又は標準伐期齢に 2 を乗じた林齢以下の林分 (面的複層林施業の一環として実施する場合は 10 齢級以上の場合に限る。) において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木 (侵入竹を含む。) の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積 (被害木を含む。) 及び巻枯らし。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m<sup>3</sup> (森林病害虫等防除法第 2 条第 1 項の各号に掲げる森林病害虫等により被害が発生している森林及びその周辺森林において、被害の拡大防止のために実施する更新伐にあっては 200 m<sup>3</sup>) を上限とする。</p>
サ 一貫作業	<p>標準伐期齢以上の林分で行う林相転換を目的とする不用木 (侵入竹を含む。) の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積、地拵え、植栽 (大苗の植栽及び補植を含む。) の各作業を並行又は連続して行う一貫作業。なお、植栽については、1 ha 当たり 2,000 本以下を基本とし、樹種については、「スギ花粉発生源対策推進方針」に定められる花粉の少ない品種及び県において花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種*を対象とする。</p> <p>なお、搬出集積に含むことのできる経費は施行地の面積 1ha 当たりの伐採木の搬出材積 100 m<sup>3</sup>を上限とする。</p> <p>*花粉症を発生させるおそれがないと認める樹種については、広葉樹を含むものとし、広葉樹の植栽にあっては、第 13 条の 2 の(8)のオの規定によるものとする。</p>
シ 衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木 (被害木及び侵入竹を含む。) 及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却、薬剤処理とする。
ス 付帯施設等整備のうち	アからシの事業内容のうち別表 1 の事業区分ごとに実施可能なもののいずれかと一体的に実施され、次のいずれかに該当する施設の整備等。
(1) 鳥獣害防止施設等整備	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する鳥獣施設等の整備。</p> <p>(ア) 施設等整備</p> <p>健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備。</p> <p>(イ) 施設改良</p> <p>既設の鳥獣害防止施設 (市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区</p>

	域のものに限る。) の改良。
(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。
(3) 林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壤の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等の整備。
(4) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、事業内容欄のアからコまでのいずれかの施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が一体的に実施する施業に係る事業量を超えないものとする。
セ 森林作業道整備	<p>熊本県森林作業道作設指針に適合する作業道（以下「森林作業道」という。）の開設、改良及び復旧（暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧に限る。以下同じ。）であって、次の全てに該当する森林作業道の整備。</p> <p>(ア) アからシの事業内容のうち別表1の事業区分ごとに実施可能なものいづれかと一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、改良及び復旧についてはこの限りではない。</p> <p>(イ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの</p>
ソ 森林保全再生整備	<p>野生鳥獣の食害等により被害を受けた森林において行う次のいづれかに該当する施設の整備等。なお、事業を実施しようとする地域において「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第4条の2に基づく協議会（以下「協議会」という。）が組織されている場合にあっては、事業実施箇所、事業内容、事業実施期間及び鳥獣被害防止特措法第4条第2項に基づく被害防止計画との関係について、事業主体は協議会と連絡調整を図るものとする。</p> <p>(ア) 鳥獣害防止施設の整備等</p> <p>次のa又はbのいづれかに該当するもの。</p> <p>a 野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備（パッチディフェンス、金網巻等の整備、自動撮影カメラの設置、忌避植物の植栽等を含む。）</p> <p>b 既設の鳥獣害防止施設の改良（市町村森林整備計画に定められる鳥獣害防止森林区域内のものに限る。）</p> <p>(イ) 鳥獣の誘引捕獲</p> <p>誘引捕獲とそれに必要な施設の整備等（給餌施設の整備、採餌木の植栽、誘引捕獲場所の整備、捕獲個体の処分等を含む。）。</p>

タ 開設	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備する林道の開設工事。なお、林道には開設に伴い発生する残土を活用して、公道等沿いに整備する中間土場を含むものとする。
チ 林業専用道開設	森林施業の集約化や路網整備を通じた持続可能な森林経営の実現に資するため、森林作業道等と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供し、専ら木材輸送用車両の通行等に供する恒久的施設として、林業生産基盤整備道の整備と同一の事業計画の下で行う林業専用道の開設工事。なお、林業専用道開設に伴い発生する残土を活用して、公道等沿いに整備する中間土場を含むものとする。
ツ 橋りょう改良	架設後5年以上を経過した橋りょうに係る以下の工事 (ア) その機能が喪失しているもの又は著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事 (イ) 当該橋りょうを架け替えることが著しく困難又は不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を新設する工事 (ウ) 橋りょうを塗装する工事
テ 局部改良	開設後5年以上を経過した林道に係る以下の工事 (ア) 現行の林道規程に定める勾配、曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事 (イ) 待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設又は路側施設を新築又は改良する工事 (ウ) 路床、路盤又は踏切道の構造を改良する工事
ト 雪害防止	次に掲げる林道に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業において計画されていない施設をいう。）を新設する工事 (ア) 冬山生産が行われている地域にある林道 (イ) 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道 (ウ) 沿道に人家又は公共施設がある林道
ナ ずい道改良	施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改良する工事
ニ 幅員拡張	開設後5年以上を経過した林道の全幅員（車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。以下同じ。）を拡張する工事であって、以下を満たすもの (ア) 林業生産基盤整備道又は山村強靭化林道にあっては、全幅員4.0m未満のものを4.0m以上とする工事及び全幅員5.0m未満のものを5.0m以上のものとする工事 (イ) 林業専用道にあっては、全幅員3.6m未満のものを3.6m以上とする工事

ヌ のり面保全	林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事
ネ 交通安全施設	道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線等を新設又は改良する工事であって、次に定める基準に該当する路線において実施するもの (ア) 林業生産基盤整備道又は山村強靭化林道における「幹線林道」 (イ) 林業生産基盤整備道又は山村強靭化林道における「その他の林道」又は林業専用道であって、以下を満たす路線。 (a) 過去に重大な交通事故が発生した路線 (b) 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線
ノ 舗装	木材輸送及び雨水等による路面の浸食に対する耐久性等の機能を向上するため、林道を舗装する工事
ハ 山火事防止	ツ～ト又はニ～ノの工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事
ヒ 災害避難施設	自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改良する工事
フ 作業ポイント整備	公道等の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路を整備する工事であって、1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模が利用計画、受益の範囲等からみて適正であるもの
ヘ 接続路整備	森林作業道等の開設を容易にするために、林道から森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで比較的急勾配で配置する部分的な舗装された道等（接続路）を整備する工事であって、1箇所当たりの規模が、原則としておおむね 50m であるもの

別表4

事業区分	事業内容	事業主体
第1 森林空間総合整備事業		
1 森林環境教育促進整備	<p>ア 全体計画調査      イ 共生環境整備      ウ 付帯施設整備      エ 林内歩道等整備      オ 用地等取得      カ 森林管理道整備      (ア) 開設      (イ) 改良</p>	① 県 ② 市町村
2 森林健康促進整備	<p>ア 全体計画調査      イ 共生環境整備      ウ 付帯施設整備      エ 林内歩道等整備      オ 用地等取得      カ 森林管理道整備      (ア) 開設      (イ) 改良</p>	
第2 紛の森整備事業		
1 市民参加型森林整備		
(1) 行政支援タイプ <p>森林所有者、市民グループ及び市町村が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町村等が森林整備を実施する事業とする。</p>	<p>ア 全体計画調査      イ 共生環境整備      ウ 付帯施設整備      エ 林内歩道等整備      オ 用地等取得      カ 森林管理道整備      (ア) 開設</p>	① 県 ② 市町村 ③ 森林組合等（森林管理道整備に限る。）
(2) 市民主導タイプ <p>市民グループ（特定非営利活動法人等（森林法施行令第11条第7号に掲げる者をいう。以下この別紙において同じ。））等が森林所有者から受託して森林経営計画を作成し、又は、特定非営利活動法人等が森林所有者等と森林法第10条の11第1項に規定する施業実施協定を締結し、自ら森林の管理・整備を実施する事業とする。</p>	<p>ア 共生環境整備      イ 付帯施設整備      ウ 林内歩道等整備      エ 森林管理道整備      (ア) 開設</p>	<p>a ア～ウの事業主体は、以下のいずれかの者とする。</p> <p>① 森林経営計画の認定を受けた者（森林所有者及び森林組合等その他の林業事業体を除く。）      ② 特定非営利活動法人等</p> <p>b エ之事業主体は、以下のいずれかの者とする。</p> <p>① 県      ② 市町村      ③ 森林組合等</p>
(3) 市民解放タイプ <p>森林経営計画の地域住民への開示や市町村、市民グループとの協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が森</p>	<p>ア 共生環境整備      イ 付帯施設整備      ウ 林内歩道等整備      エ 森林管理道整備      (ア) 開設</p>	<p>a ア～ウの事業主体は、以下のいずれかの者とする。</p> <p>① 森林所有者のうち森林経営計画の認定を受けた者      ② 市町村との森林整備に関する協定を締結した森林所有者</p>

林整備を実施する事業とする。		<p>b エ之事業主体は、以下のいずれかの者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県</li> <li>② 市町村</li> <li>③ 森林組合等</li> </ol>
2 野生生物共生林整備	<p>ア 共生環境整備      イ 付帯施設整備      ウ 林内歩道等整備      エ 用地等取得      オ 森林管理道整備      (ア) 開設</p>	<p>a ア～ウの事業主体は、以下のいずれかの者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県</li> <li>② 市町村</li> <li>③ 森林所有者</li> <li>④ 森林組合等</li> <li>⑤ 森林整備法人等等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。）</li> <li>⑥ 特定非営利活動法人等</li> <li>⑦ 森林所有者の団体（森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。）</li> <li>⑧ 森林経営計画の認定を受けた者</li> </ol> <p>b エの事業主体は、県及び市町村とする。</p> <p>c オの事業主体は、以下のいずれかの者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 県</li> <li>② 市町村</li> <li>③ 森林組合等</li> </ol>

別表5

事業内容	対象となる範囲	事業規模
1 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査を行う事業とする。	a 森林空間総合整備事業による森林の整備にあっては、おおむね 50ha 以上のまとまりがある森林であること。
2 共生環境整備		b 紛の森整備事業による森林の整備にあっては、1 施行地の面積が 0.1ha 以上かつ 5 ha 以上のまとまりがある森林であること。
(1) 森林環境教育促進整備	森林環境教育のフィールドを提供するための森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等。	c 森林管理道整備の開設にあっては、次に掲げる要件のうち(f)を除くすべての要件に該当するものであること。ただし、既設林道と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有するその他の道路施設の相互間を峰越し等により連絡する林道（以下「峰越連絡林道」という。）については次に掲げる要件のうち(e)を除くすべての要件に該当するものであること。 (a) 地域森林計画（森林法第 5 条に基づき策定された地域森林計画。以下同じ。）に記載された林道であること。 (b) 林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）に規定する自動車道であること。 (c) 森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条、第 12 条、別表第 3 及び別表第 4 の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成 14 年 10 月 15 日農林水産省告示第 1630 号。以下「告示」という。）付録第 1 に定める算式により算出した数値（以下「開設効果指数」という。）が 0.9 以上であること。ただし、峰越連絡林道の幹線林道にあっては 1.2 以上とする。
(2) 森林健康促進整備	医療施設、健康増進施設の周辺においてこれらの施設と連携を図った森林の造成等を目的として行う樹木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、林間広場の整備並びに森林作業道の開設及び改良等。	(d) 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下「利用区域内森林面積」という。）が 50 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね 1 キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当する林道を除く（コスト縮減等を目的として森林施業道等と一体的に路網を形成する場合にあっては、森林施業道等に係る利用区域内森林面積と全体計画延長の合計により判断するものとする。） 一 次のいずれかに該当するものについて は、利用区域内森林面積が 30 ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長がおおむね 0.8 キロメートル以上であること。 ① 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）第 2 条第 1 項（同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第 3 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法第 43 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 41 条第 1 項若しくは第 2
(3) 市民参加型森林整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈りや希少植物の保全、廃棄物の除去等林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良等。	
(4) 野生生物共生林整備	野生生物の生息・生育環境の保全、移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息場所（ビオトープ）に適した水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹・花木・餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木・不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒・搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良等。	
3 付帯施設整備		
(1) 森林環境教育促進整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに環境教育促進施設整備として行う客土・整地等自然観察ゾーンの造成等。	

(2) 森林健康促進整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに健康増進広場及び間伐材等を利用した簡易な健康促進施設の整備等。	項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条第1項に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。以下単に「過疎地域」という。又は昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律第31号）第2条第1項に規定する過疎地域、平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域若しくは令和3年3月31日における過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの（以下この別紙において「旧過疎地域」という。）で整備される林道
(3) 市民参加型森林整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵の設置及び簡易な休憩施設の整備等。	
(4) 野生生物共生林整備	標識類の整備、苗木置場、その他森林の整備に必要な作業施設等林内作業場の整備及び駐車場の整備並びに防火施設整備として行う前生樹の伐倒・搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備及び防火槽・用水路・退避地の整備並びに溪流路整備として行う岩組等林地保全施設の整備並びに防護柵の設置等。	
4 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道及び森林作業道の開設及び改良。 なお、森林健康促進整備については、車椅子や自転車の通行にも配慮した林内歩道を開設及び改良することができる。	② 特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知）の第2の規定による特定市町村又は準特定市町村で整備される林道
5 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得。	③ 水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項に規定する水源地域で整備される林道
6 森林管理道整備	森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。)が、主として共生環境整備事業又は共生環境整備事業と同様の目的で行われる見込みの路線又は共生環境整備事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線の整備。	④ 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道
(1) 開設	森林整備に直結する林内路網を形成する上で、恒久的施設として整備すべき林道の開設。	二 峰越連絡林道にあっては、幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道は当該林道とこれに直接接続する既設林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域（以下「直接利用区域」という。）が500ヘクタール以上であること、その他の林道は直接利用区域が100ヘクタール以上であること。
(2) 改良	既設林道について、輸送力の向上及び安全確保を図るとともに、自然環境の保	(e) 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10パーセント以上に相当する森林において、森林の整備(地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。)が計画されていること。
		(f) 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路

<p>全などの社会要請に対応するための局部的構造の改良等。</p> <p>なお、林道改良の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア 橋りょう改良</p> <p>架設後5年以上経過した橋りょうで、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋りょう（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋りょうを架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに変わるべき必要な施設を新設する工事及び橋りょうを塗装する工事</p> <p>イ 局部改良</p> <p>開設後5年以上を経過した林道について、現行の林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超える箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改良する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改良する工事</p> <p>ウ 作業ポイント</p> <p>県道、市町村道及び林道の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路の整備。</p> <p>エ 接続路</p> <p>林道から、森林内の地形の変換点（緩傾斜部）まで、比較的急勾配で配置する部分的な舗装された道等であって、これに接続することにより、森林作業道等の開設が容易になるもの（接続路）の整備。</p> <p>オ 雪害防止</p> <p>次に掲げる林道に係る雪害防止施設（雪崩、吹きだまり等による雪害を防止するための柵工、階段工、防止壁又はスノーシェッド等の施設で、治山事業5箇年計画において計画されていない施設をいう。）を新設する工事</p> <p>(ア) 冬山生産が行われている地域にある林道</p> <p>(イ) 雪害により路体に被害を及ぼすような箇所があるため予防施設を必要とする林道</p> <p>(ウ) 沿道に人家又は公共施設がある林道</p> <p>カ ずい道改良</p> <p>施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が現行の林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤により著しく通行に支障があると認められるものを改良する工事</p> <p>キ 幅員拡張</p>	<p>線は除外する。</p> <p>d 森林管理道整備の改良（ウ【作業ポイント】及びエ【接続路】を除く。）にあっては、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。</p> <p>(a) 地域森林計画に記載された林道であること。</p> <p>(b) 林道規程に規定する自動車道の改良であること。</p> <p>(c) 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、ソ【舗装】については舗装に要する総事業費が2,400万円以上であること。</p> <p>(d) 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、幹線林道にあっては利用区域内森林面積が500ヘクタール（振興山村又は過疎地域にあっては200ヘクタール）以上かつ告示付録第4に定める算式により算出した数値（以下「改良効果指数」という。）が1.2以上、その他の林道にあっては利用区域内森林面積が50ヘクタール（過疎地域及び旧過疎地域にあっては30ヘクタール）以上かつ改良効果指数が0.9以上であること。ただし、ソ【舗装】においては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（利用区域内森林面積が500ヘクタール以上であるもの）とその他の林道に区分する。</p> <p>(e) 幹線林道以外の林道において、サ【交通安全施設】を実施する場合は、以下のいずれかを満たすこと。</p> <p>一 過去に重大な交通事故が発生した路線</p> <p>二 具体的な事例を持って、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線</p> <p>e 森林管理道整備の改良において、ウ【作業ポイント】を実施する場合は、1箇所当たりの用地面積及び取付道路等の規模は、利用計画、受益の範囲等からみて適正なものであること。</p> <p>e 森林管理道整備の改良において、エ【接続路】を実施する場合は、1箇所あたりの規模は、原則として、おおむね50m程度であること。</p>
---	---

<p>開設後 5 年以上を経過した林道であって、林道規程に定める自動車道に該当するものについて、その全幅員（林道規程に定める車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。以下同じ。）4.0 メートル未満のものを 4.0 メートル以上とする工事及び全幅員 5.0 メートル未満のものを 5.0 メートル以上のものとする工事</p> <p>ク のり面保全 林道に係るのり面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改良する工事</p> <p>ケ 山火事防止 前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事</p> <p>コ ふれあい施設 林道周辺を修景する工事、林道沿線広場、簡易な憩舎等の施設を新設又は改良する工事</p> <p>サ 交通安全施設 道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改良する工事</p> <p>シ 災害避難施設 自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められている避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改良する工事</p> <p>ス 林道情報伝達施設 気象情報、交通情報等を伝達するために必要な林道情報表示施設又は雨量計等の観測施設を新設又は改良する工事</p> <p>セ 自然共生施設 自然環境との共生を積極的に推進するため、郷土樹種の植栽、小動物の脱出できるスロープ付き側溝等を整備する工事</p> <p>ソ 舗装 林道の機能を向上し、当該路線の利用対象となる地域内の人又は公共施設に対する環境改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、林道を舗装する工事</p>	
--	--

別表6

事業区分	事業内容	事業規模	事業主体
1 特定森林造成事業			
(1) 特定林地改良 森林の生産力の回復又は水田跡地の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として、土壤条件の改良及び土壤改良木を含む苗木の植栽等を行う事業とする。	ア 特定林地改良 イ 付帯施設等整備 (ア) 林地被害防止施設等整備 (イ) 荒廃竹林整備 ウ 森林作業道整備	1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林であること。	① 県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人 ⑥ 森林所有者の団体
(2) 耕作放棄地等森林造成 耕作放棄地等の現に森林状態ではない箇所を対象に、緊急かつ計画的に森林造成を行う事業とする。	ア 人工造林 イ 樹下植栽等 ウ 下刈り エ 雪起こし オ 倒木起こし カ 枝打ち キ 除伐 ク 保育間伐 ケ 間伐 コ 更新伐 サ 付帯施設等整備 (ア) 林地被害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及びかん水施設整備 (ウ) 生育環境保管整備 (エ) 荒廃竹林整備 シ 森林作業道整備	1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林であること。	① 県 ② 市町村
(3) 花粉発生源対策促進事業 花粉の少ない森林への転換を目的として、花粉発生源となっているスギ及びヒノキ人工林を対象に、花粉症対策苗木等による植替えを行う事業とする。	ア 花粉発生源植替え イ 付帯施設等整備 (ア) 林地被害防止施設等整備 (イ) 林内作業場及びかん水施設整備 (ウ) 荒廃竹林整備 ウ 森林作業道整備	1 施行地の面積が 0.1ha 以上の森林であること。	① 県 ② 市町村 ③ 森林所有者 ④ 森林組合等 ⑤ 森林整備法人 ⑥ 森林所有者の団体 ⑦ 森林経営計画の認定を受けた者 ⑧ 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

別表7

事業内容	対象となる範囲
ア 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去。
イ 樹下植栽等	<p>次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する整備。</p> <p>(ア) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が3齢級以上の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林施業の対象森林にあっては上層木が10齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。</p> <p>(イ) 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。</p>
ウ 下刈り	植栽により更新した2齢級以下（複層林においては下層木が5齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した8齢級以下（複層林においては下層木が8齢級以下）の林分で行う雑草木の除去
エ 雪起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した8齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）。
オ 倒木起こし	植栽により更新した5齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし。
カ 枝打ち	<p>次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する枝葉の除去。</p> <p>(ア) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去</p> <p>(イ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p> <p>(ウ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去</p>
キ 除伐	下刈りが終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰。
ク 保育間伐	<p>12齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。</p> <p>ただし、第2条の(1)のアの(イ)のb及びcにおいては搬出集積（被害木を含む。）を含むことができる。</p>
ケ 間伐	12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林及び立木の収量比数がおおむね0.95以上の森林についてはこの限りでない。）の林分で行う、適正な密度管理等を目的とする不要木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰。

コ 更新伐	18齢級以下の林分（面的複層林施業通知に定める面的複層林の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）で行う、育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒及び巻枯らしとする。
サ 花粉発生源植替え	花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽とする。
シ 特定林地改良	林木の生長が不良な土地の土壤条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地拵え、植付け（土壤改良木の植付け及び緊急性の高い場合の大苗の植付けを含む。）、播種、施肥（石灰及び稻わらの施用を含む。）とする。 なお、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）の第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地の耕作放棄地等において行う場合は、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土及び土留工等を事業内容に加える。
ス 付帯施設等整備	アヘシのいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備。 (ア) 林木被害防止施設等整備 多様な森林の造成・保全を目的として行う林木被害の防止等に必要な施設等の整備とする。 (イ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備。 (ウ) 生育環境補完整備 造林木の確実かつ早急な成長確保を図るために行う筋工及び伏工等簡易な工作物の設置とする。 (エ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、アヘシのいずれかの施業の周辺森林において当該施業と一体的に実施するものに限ることとし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量がアヘシの施業に係る事業量を超えないものとする。
セ 森林作業道整備	アヘシのいずれかの施業と一体的に実施される森林作業道の開設及び改良。

別表8

事業名	査定係数
1 森林環境保全整備事業	
(1) 森林環境保全直接支援事業	<p>ア 効率的施業区域又は間伐等特措法第4条第3項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林經營計画等に基づき行う1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回までの下刈り：180</p> <p>イ 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するもの：170</p> <p>(ア) 森林經營計画等に基づき行う事業（アに規定する査定係数180で行うものを除く。また、アの施行地における4回以降の下刈りも含む。）</p> <p>(イ) 間伐及び更新伐については、森林經營計画等に基づき行うもの、又は、森林經營計画策定者が森林經營計画の対象森林を含む林班（以下「森林經營計画対象林班」という。）内及び森林經營計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林經營計画に基づき行うものと一体的に行うもの</p> <p>(ウ) 鳥獣害防止施設の改良又は森林作業道の改良若しくは復旧（付帯施設整備以外のいずれかの施業と一体的に実施するものを除く。）</p> <p>ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの：90</p> <p>(ア) 人工造林及び樹下植栽等について、森林法第10の8、第10の9に基づく伐採及び伐採後の届出書（以下「伐採造林届書」という。）に基づいて行うものの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出書を要しない場合を含む。）</p> <p>(イ) 下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、ア及びイの(ア)に該当しないもの</p>
(2) 特定機能回復事業	
森林緊急造成	<p>ア 森林法第25条に規定する保安林及び森林法第10条の5第2項第5号に規定する公益的機能別施業森林のうち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止／土壤保全機能維持増進森林に定められた森林において行うもの：180</p> <p>イ ア以外で行うもの：90</p>
被害森林整備	170
重要インフラ施設周辺森林整備	180
林相転換特別対策（特定スギ人工林）	180
2 機能回復整備事業	
(1) 特定森林造成事業	
花粉発生源対策促進事業	180
耕作放棄地等森林造成	<p>ア 施業実施協定造林：180</p> <p>森林法第10条第11条第1項の規定に基づく施業実施協定に基づいて行うもの（公益的機能別施業森林区域内に存する森林に限る。）</p> <p>イ 保安林等造成：170</p> <p>保安林、自然公園特別地域その他法令等により施業制限を受ける森林で行うもの</p> <p>ウ 分収林造成：170</p> <p>分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条及び国有林野の管理經營に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条に基づき、昭和62年度以降に契約・設定された分収林において、地方公共団体又は森林整備法人が契約当事者かつ事業主体となって行うもの（公益的機能別施業森林区域以外の区域内に存する森林に限る。）</p> <p>エ 森林整備協定造林：170</p> <p>森林法第10条の13の規定に基づく森林整備協定に基づいて行うもの</p> <p>オ 普通造林；110</p> <p>ア～エ以外のもの</p>

別表9 標準単価の対象経費

事業内容	対象因子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈り	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（繩）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（繩）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定機能回復事業に限る。）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
衛生伐	不用木伐倒費、不良木伐倒費、搬出集積費、破碎費、焼却費、薬剤費、被覆資材代
一貫作業	支障木等伐倒費、搬出集積費、地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費

(注) 1 苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

2 搬出集積費は、作業地点までの搬出集積を含むものとする。

3 一貫作業における地拵え費は、機械地拵え費とする。

別記様式第1号

○○地域森林環境保全整備事業計画

1 計画策定主体					
2 対象市町村					
3 計画の期間					
4 計画の目標					
5 定量的指標					
6 対象事業					
事業名	地区名	事業実施主体	工期	総事業費	備考
森林環境保全直接支援事業					
特定機能回復事業					
林道整備事業					
林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業					
合計 (全体事業費)					

※対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

## 7 事業量

### (1) 森林環境保全直接支援及び特定機能回復事業

(単位 : ha, m)

事業 名 事業内容	森林環境保全 直接支援事業	特定機能回復事業 (森林緊急造成)	特定機能回復事業 (重要インフラ施 設周辺森林整備)	特定機能回復事業 (林相転換特別対策 (特定スギ人工林))	合 計
a 人工造林					
b 樹下植栽等					
c 下刈り					
d 雪起こし					
e 倒木起こし					
f 枝打ち					
g 除伐					
h 保育間伐					
i 間伐					
j 更新伐					
k 一貫作業					
付 帶 施 設 等 整 備	k 鳥獣害防止施 設等整備				
	l 荒廃竹林整備				
	m 林内作業場及 び林内かん水 施設整備				
	n 林床保全整備				
o 森林作業道					
計	森林整備 (ha) <small>※注</small>				
	森林作業道 (m)				

※注 森林整備とは、上記事業内容の a～k の施業とする。

(2) 林道整備事業

事業内容		メニュー名	林業生産基盤整備道	山村強靭化林道	林業専用道	森林災害等復旧林道
開 設	路線数					
	事業量(m)					
	走行時間	→			→	
	中間土場整備(円/m <sup>3</sup> )	→			→	
改 良 (舗装以外)	路線数					
	箇所数					
改 良 (舗 装)	路線数	( )		( )		
	事業量(m)	( )		( )		
施設集約化 (撤去)	路線数					
	箇所数					
老朽化対策	路線数					
	箇所数					
機能回復	路線数					
	箇所数					
農道等改良	路線数					
	箇所数					

注) 走行時間については、左側に開設又は改良前の走行時間、右側に開設又は改良後の走行時間を記載すること（複数路線の場合、それぞれの路線ごとに記載すること）。

中間土場の整備については、左側に残土処理にかかる費用、右側に中間土場整備に係る費用を記載すること（複数路線の場合、それぞれの箇所ごとに記載すること）。

改良については二段書きとし、林業生産基盤整備道の欄は林業生産基盤整備道以外分、林業専用道の欄は林業専用道以外分を上段に内数として括弧書きで記載すること。

(3) 林道施設 P C B 廃棄物処理促進対策事業

箇所数	P C B の濃度分析調査	P C B の処理等	
		塗膜の剥離	塗膜の処分
			( )

注) P C B の処理等のうち塗膜の処分については二段書きとし、塗膜の剥離と同時に実施するものについては上段に内数として括弧書きで記載する。

## 8 その他

### (1) 市町村が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域に関する事項

(「面的複層林施業の実施について」(令和6年3月29日付け5林整整第925号林野庁長官通知)の第3の第1項第2号関連)

#### ア 森林の区域及びその面積

実施区域（林小班名）	面積（ha）

※森林の区域およびその面積については、10ha程度のまとまりを目安とする。

#### イ 長期的な森林の取扱いの基本方針

#### ウ 森林施業の方法に関する事項

#### エ 最低10年間、当該森林が維持すべき立木材積

※対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

維持すべき立木材積は標準伐期齢における立木材積の50%以上とする。

#### オ その他必要な事項

(付図) 事業計画図

別記様式第2号

森整第 号  
年 月 日

林野庁長官 様

熊本県知事

( 地域) 森林環境保全整備事業計画承認申請書  
地域の森林環境保全整備事業計画を承認されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 森林環境保全整備事業計画
- 2 事業計画図

(注) 事業計画の様式は、別記様式第1号による。

別記様式第3号

森整第 号  
年 月 日

林野庁長官 様

熊本県知事

森林環境保全整備事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で承認通知のあった 地域森林環境保全整備事業計画について、内容を変更したいので承認されたく、森林環境保全整備事業実施要領第2の5の規定に基づき、下記資料を添付して申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更内容
- 3 変更計画
- 4 事業計画図

(注) 変更計画の様式は、別記様式第1号による。

別記様式第4号

森整第 号  
年 月 日

林野庁長官 様

熊本県知事

森林環境保全整備事業計画変更報告書

年 月 日付け 第 号で承認通知のあった 地域森林環境保全整備事業計画について、内容を変更したので、森林環境保全整備事業実施要領第2の6の規定に基づき、下記資料を添付して報告します。

記

- 1 変更計画
- 2 事業計画図

(注) 変更計画の様式は、別記様式第1号による。

番 号  
年 月 日

熊本県知事

様

市町村長

年度 市町村森林環境保全整備事業実施予定計画について（提出）  
のことについて、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 年度 市町村森林環境保全整備事業実施予定計画書

（注）実施予定計画書の様式は、別記様式第 5 号の付表による。

## 別記様式第5号の付表

## 年度森林環境保全整備事業実施予定計画書（市町村総括）

市町村	
-----	--

## 1 森林環境保全直接支援事業

(単位: ha, m, 千円)

事業種類	事業量及び事業費等				
	事業量	単 価	事業費	補助金	うち国費
人工造林					
樹下植栽等					
下刈り					
雪起こし					
倒木起こし					
枝打ち					
除伐					
保育間伐					
間 伐					
更新伐					
付帯 施設 整備	鳥獣害防止施設等整備				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん 水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道					
合計	森林整備 (ha)				
	附帯施設整備				
	森林作業道 (m)				
総合計					

## 2 特定機能回復事業

(単位: ha, m, 千円)

事業種類	事業量及び事業費等				
	事業量	単 価	事業費	補助金	うち国費
人工造林					
樹下植栽等					
下刈り					
雪起こし					
倒木起こし					
枝打ち					
除伐					
保育間伐					
間 伐					
更新伐					
衛生伐					
一貫作業					
付帯 施設 整備	鳥獣害防止施設等整備				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん 水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道					
合計	鳥獣害防止施設等整備				
	鳥獣誘引捕獲				
	森林整備 (ha)				
合計	附帯施設整備				
	森林作業道 (m)				
	総合計				

## 別記様式第5号の付表

## 年度森林環境保全整備事業実施予定計画書（事業主体別）

事業主体	
------	--

## 1 森林環境保全直接支援事業

(単位: ha, m, 千円)

事業種類	事業量及び事業費等				
	事業量	単 価	事業費	補助金	うち国費
人工造林					
樹下植栽等					
下刈り					
雪起こし					
倒木起こし					
枝打ち					
除伐					
保育間伐					
間 伐					
更新伐					
付帯 施設 整備	鳥獣害防止施設等整備				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん 水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道					
合計	森林整備 (ha)				
	附帯施設整備				
	森林作業道 (m)				
総合計					

## 2 特定機能回復事業

(単位: ha, m, 千円)

事業種類	事業量及び事業費等				
	事業量	単 価	事業費	補助金	うち国費
人工造林					
樹下植栽等					
下刈り					
雪起こし					
倒木起こし					
枝打ち					
除伐					
保育間伐					
間 伐					
更新伐					
衛生伐					
一貫作業					
付帯 施設 整備	鳥獣害防止施設等整備				
	荒廃竹林整備				
	林内作業場及び林内かん 水施設整備				
	林床保全整備				
森林作業道					
合計	鳥獣害防止施設等整備				
	鳥獣誘引捕獲				
	森林整備 (ha)				
合計	附帯施設整備				
	森林作業道 (m)				
	総合計				

森整第 号  
年 月 日

様

熊本県農林水産部森林局長

〇〇 年度森林環境保全整備事業補助金の内示について（通知）

のことについて、熊本県森林環境保全整備事業実施要領第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり内示します。

なお、本年度の最終申請年月日は、 年 月 日としますので、申し添えます。

記

1 内示額（国費）

単位：千円

森林環境保全直接支援事業		特定機能回復事業				
通常分	(※1)	森林緊急造成	被害森林整備	重要インフラ施設周辺森林整備	林相転換特別対策（特定スギ人工林）	保全松林緊急保護整備

2 留意事項

※必要に応じて記載

※1 補正予算等によりメニューが増える場合に記入。

番号  
年月日

熊本県 広域本部 地域振興局長様

住所  
事業主体名  
代表者

森林環境保全直接支援事業実施に係る事前計画書について（提出）

熊本県森林環境保全整備事業実施要領第6条第1項に規定に基づき、下記のとおり提出します。

## 記

- 1 対象区域及び面積 ○○市 ○○地区 h a  
(区域の範囲は別紙計画図のとおり)
- 2 計画期間 年度～ 年度（年間）
- 3 年度別計画（概数）

実施年度	申請予定期	保育間伐 (ha)	間伐 (ha)	更新伐 (ha)	人工造林 (ha)	森林作業道 (m)
年度	年 月					
年度	年 月					
年度	年 月					
年度	年 月					
年度	年 月					
計						

## 4 添付資料

- (1) 施業別計画内訳書  
(2) 別紙計画図

(注) 施業別計画内訳書の様式は、別記様式第7号の付表による。

(注) 施業別計画内訳書及び別紙計画図については、必要な記載内容を示す既存の資料等（森林経営計画等）で代用することができる。

なお、森林経営計画等の区域と事前計画の対象区域が異なる場合にあっては、森林経営計画等の区域図をあわせて添付すること。

### 別記様式第7号の付表

## 施業別計画内訳書

## 1 保育間伐

※代理申請の場合は、備考欄に事業主体を記載すること。

※13歳級以上の林分においては、伐採しようとする不良木の平均胸高直径（概数）を備考欄に記載すること

2 間伐

※代理申請の場合は、備考欄に事業主体を記載すること。

本代理不動産業者様、諸手帳に字幕工作を記載ください。

### 3 更新仪

※代理申請の場合は、備考欄に事業主体を記載すること。

4 人工造林

※代理申請の場合は、備考欄に事業主体を記載すること。

## 5 森林作業道

※代理申請の場合は、備考欄に事業主体を記載すること。

別記様式第8号

森整第 号

年 月 日

熊本県知事 様

申請者

### 施設集約化計画の提出について

熊本県森林環境保全整備事業実施要領第7条第1項の規定に基づき、施設集約化計画を下記のとおり提出します。

記

1 施設集約化計画

2 参考資料

(注) 施設集約化計画の様式は、別記様式第8号 別紙による。

## 施設集約化計画 概要表

策定年月日	年 月 日	市町村名		作成者	
施設集約化（撤去）の概要					
撤去施設の概要					
林道台帳索引番号		路線名		管理者	
個別施設整理番号		施設名		施設所有者	
所在地					
現況、利用状況等					
撤去事業費					
集約先施設の概要					
林道台帳索引番号		路線名		管理者	
個別施設整理番号		施設名		施設所有者	
所在地					
その他必要な事項					

## 施設集約化計画 一般計画図

	位置図
	凡例
	撤去施設 (○○橋梁)
	撤去施設 (○○橋梁)
	集約先施設 (○○橋梁)

※ 撤去施設及び集約先施設の存する名を記市町村名を記載すること。

## ○年度 第○期 森林整備完了届(例)

★ 申請 単位 番号	★ 整理 番号	★申請番号 (コード番号)	施行地		★林小班			作業種	樹種	林齡 (植栽年度)	面積 (延長)	間伐率	森林經營計画等	集約化実施計画	事前計画 提出日 (人工造林、 間伐、 更新伐)	図 面 番 号	育 単・ 育 複 別	備考	★所有者、 地番確認
			(大字字)	(地番)	林班	小班	枝番												
小計		○○○	1234	20	1	ア	間伐 (定性)	スギ	35	2.30	30	202-14-303	-	250501	①	単	(経営計画)		
		○○○	5678	20	2	イ	間伐 (列状)	スギ	40	1.22	30	202-14-303	-	250501	②	単			
		○○○	910	20	3	ウ	間伐 (定性)	スギ	35	1.88	30	202-14-303	-	250501	③	単			
小計		○○○	111	30	1	ア	間伐 (列状)	スギ	47	2.98	30	202-14-101	240-15-222	250501	④	単	(経営計画)		
		○○○	222	30	2	ア	間伐 (列状)	スギ	50	2.33	30	-	240-15-222	250501	⑤	単	(特定間伐)		
		○○○	333	210	3	ア	保育間伐	スギ	30	0.61 0.61	30	202-14-384	-	-	⑥	単	(経営計画) 胸高直径調査表		
小計		○○○	444	214	1	ア	除伐	スギ	20	1.12 1.12		202-14-384	-	-	⑦	単	(経営計画)		
										11.83									
合計																			
使用苗木				完了年月日	年 月 日			これまでに、この場所のこの事業につき補助金又は融資を受けたこと						有・無					
その他必要な事項																			
上記のとおり完了したので届けます。なお、森林環境保全整備事業補助金交付申請の手続きをお願いします。																			
年 月 日																			
○○森林組合長 ○○ ○○殿																			
事業者 住所 氏名																			

## 記載の注意

- 1)★印は森林組合で記入します。
- 2)事業箇所の番地は正確に書いてください。
- 3)事業者氏名は、施行地の所有者(登記されている人又は税を納めている人)の名前でお願いします。
- 4)所有者や地番等がわからないときは御相談ください。
- 5)記入欄が不足する場合は、別紙で表をつけてください。

注1:「所有者、地番確認欄」は、「林地台帳」等と記載する。

注2 完了届は、申請番号の順に綴じて森林組合等において保存する。

注3:個人ごとの別紙とせず、一覧表形式にすることができる。